

奥出雲町 過疎地域持続的発展計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

島根県奥出雲町

目 次

1. 基本的な事項

(1)奥出雲町の概況	1
(2)人口及び産業の推移と動向	12
(3)町行財政の状況	19
(4)地域の持続的発展の基本方針	22
(5)計画の期間	26

2. 移住・定住、地域間交流の推進、人材育成

(1)現況と問題点	27
(2)その対策	28
(3)事業計画	29

3. 産業の振興

(1)現況と問題点	30
(2)その対策	40
(3)産業振興促進事項	46
(4)事業計画	47

4. 地域における情報化

(1)現況と問題点	50
(2)その対策	51
(3)事業計画	52

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1)現況と問題点	53
(2)その対策	57
(3)事業計画	59

6. 生活環境の整備

(1)現況と問題点	62
(2)その対策	66
(3)事業計画	69

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

(1)現況と問題点	72
(2)その対策	75
(3)事業計画	77

8. 医療の確保

(1)現況と問題点	79
(2)その対策	81
(3)事業計画	83

9. 教育の振興

(1)現況と問題点	84
(2)その対策	87
(3)事業計画	89

10. 集落の整備

(1)現況と問題点	91
(2)その対策	91
(3)事業計画	92

11. 地域文化の振興等

(1)現況と問題点	93
(2)その対策	94
(3)事業計画	96

12. 再生可能エネルギーの利用の促進

- (1)現況と問題点97
- (2)その対策97
- (3)事業計画98

13. その他地域の自立促進に関し必要な事項

- (1)現況と問題点99
- (2)その対策100
- (3)事業計画101

14. 事業計画（令和３年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分102

1. 基本的な事項

(1) 奥出雲町の概況

1. 自然的条件

(1) 位置

奥出雲町は、島根県南東部に位置し、南部は広島県庄原市、東部は鳥取県日南町に接している。松江市からは約 43 km の距離にあり、東西 27.2 km、南北 20.9 km、総面積 368.01 km² の町である。

(2) 地形及び土地利用状況

地形的には、中国山地の連なる中山間地域にあり、中央を流れる一級河川斐伊川とその支流の流域に農地が開け、市街地や集落が散在している。

標高は平坦部で概ね 200m から 400m、県境部の高所では 1,200m を超える峰が続き、約 1,000m の標高差がある。

全面積の 83.1% が山林であり、耕地率は僅か 6.9% にすぎない。

(3) 気候

気候は年間の平均気温が 13℃ 前後、年間降水量は 1,700 mm 以下で、夏は比較的に過ごし易く、冬は寒さが厳しい山陰の代表的な内陸型気候である。

11 月の中頃から雪が降り始めることもあり、時には 3 月の中旬頃まで降雪がある。

【表】令和 2 年 気象観測所気象データ（観測地：横田観測所）

月	降水量	最大日 降水量	最大 1 時間 降水量	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	最大風速	日照時間	最深積雪
単位	mm	mm	mm	℃	℃	℃	m/s	m/s	時間	cm
1 月	102.5	17.5	4.5	3.7	7.9	0.0	1.5	9.7	50.7	5
2 月	69.5	13.0	4.0	3.3	8.8	-1.7	1.7	8.8	95.3	30
3 月	128.5	29.5	7.0	6.5	12.8	0.9	1.8	11.2	145.9	14
4 月	202.5	79.0	10.0	8.2	14.9	1.5	2.1	9.0	201.7	1
5 月	65.5	22.0	11.5	16.6	22.9	10.6	1.6	8.6	194.3	0
6 月	302.5	114.0	25.5	21.3	27.3	15.9	1.4	7.8	196.8	0
7 月	285.5	46.0	11.5	22.4	26.3	19.6	1.4	7.0	61.0	0
8 月	16.5	5.0	4.0	26.2	32.7	21.0	1.4	6.4	236.9	0
9 月	170.0	38.0	14.0	20.5	25.8	16.3	1.5	8.7	122.4	0
10 月	77.5	40.5	10.5	13.1	19.3	8.1	1.1	6.9	148.4	0
11 月	34.5	13.0	3.0	9.3	15.8	3.5	1.3	7.7	122.8	0
12 月	162.0	35.0	5.0	2.2	7.1	-1.4	1.3	9.8	71.5	69
全年	1,617	114.0	25.5	12.8	32.7	-1.7	1.5	11.2	1,647.7	69

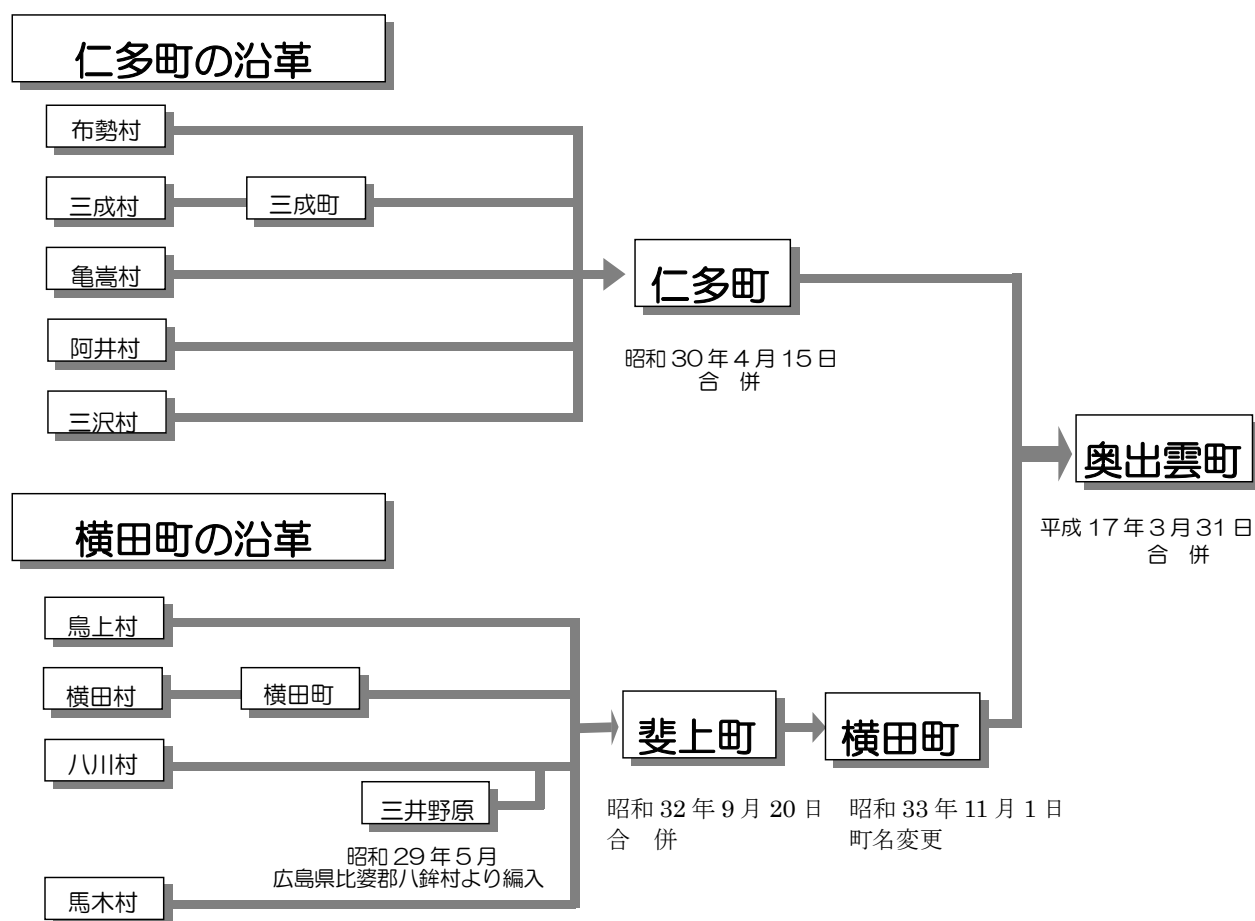
島根県農業気象年報

2. 歴史的条件

(1) 沿革

本地域に古くから存在した数多くの集落は、明治 22 年（1889 年）4 月の市制・町村制の施行により 9 つの村に再編され、その後、昭和 28 年の町村合併促進法の施行によって市町村合併が全国的に進み、昭和 30 年に仁多郡西部の 5 カ町村が合併し仁多町が、昭和 32 年に東部 4 カ町村が合併し横田町が誕生した。そして、平成に入り合併特例法が改正され、平成 15 年 4 月 30 日仁多郡二町法定合併協議会を設置、平成 17 年 3 月 7 日に合併協定に調印し、平成 17 年 3 月 31 日に奥出雲町が誕生した。

■奥出雲町の沿革



(2) 歴史的背景

本町の歴史や文化は、出雲国風土記までさかのぼり、神話（スサノヲ、ヤマタノオロチ、クシナダヒメ等）の世界に登場するなど、多くの神話の舞台という悠久の歴史を持っている。

出雲国風土記には鉄の産出として記されるなど、明治の初めまで、わが国有数のたたら製鉄の産地として栄え、出雲地域における一大文化圏を構築してきた。

また、本地域は山陰と山陽を結ぶルート上に位置していることから、中世には数多くの山城が築かれ、幾多の攻防の舞台となった。

その後、わが国の産業構造が大きく変化する中、たたら製鉄は明治以降衰退したが、幕末頃から地場産業として「雲州そろばん」が定着、一方では木炭・木材等の資源開発が進み、「仁多牛」に代表される畜産や米をはじめとする農林業が盛んとなった。

そして近年、戦後久しく途絶えていた「たたら製鉄法」が文化面や学術的見地から復元（昭和 52 年）されるなど、この地に息づいてきた歴史や文化を活かした魅力あるまちづくりが進められるとともに、地域の特徴ある産業や生活文化、豊かな自然や美しい景観をそのまま観光・交流のための資源とする新たな取り組みが展開されつつある。

一方、旧二町では、カンントリーエレベーターの建設、共同出資による奥出雲仁多米（株）の設立など、米を中心とした産業振興の共同の取り組みが行われてきた。また、生活面においては、仁多町横田町広域事務組合によるゴミ処理施設や斎場の運営を行うなど両町の関係は極めて密接なものとなっていた。

そして、平成17年3月31日に仁多郡二町が合併し、「奥出雲町」として発足した。

その後、新町まちづくりの基本理念であった「豊かさ」「潤い」「活力」のある新たなまちづくりをテーマに、主な事業として町内全戸を光ケーブルで接続した最先端のネットワーク網、総務省のICTモデル事業によるテレビ電話とコールセンターを介した高齢者等の安心・安全生活サポート事業、また、学校の大規模改造や耐震化、スポーツ施設の整備、上下水道、町道の改良舗装、町営住宅の改修建設事業等の生活環境の整備が進められてきた。

3. 社会的条件

本町は、雲南広域圏内に位置し、町の中心地から松江市、出雲市へ約 40Km、三次市へ 65km、広島市へ 160km の距離にある。社会的、経済的につながりの大きい県都松江市、出雲市への道路も逐次整備されてきた。

（1）鉄道網

町のほぼ中央を東西に横断してJR木次線が通り、松江まで約 2 時間、広島まで約 4 時間で連絡している。町内には、出雲八代駅、出雲三成駅、亀嵩駅、出雲横田駅、八川駅、出雲坂根駅、三井野原駅の 7 の駅がある。

三成地域においては出雲三成駅舎の改築と周辺整備が、横田地域では出雲横田駅前広場と出

雲坂根駅周辺の整備が図られ、また、ＪＲトロッコ列車の運行など豊かな自然を活かした地域活性化の起爆剤の一つとして、将来にわたるＪＲ木次線の存続と利用状況の改善を図るなどの施策を進めている。

(2) バス路線網

町内全域で第３セクター「奥出雲交通(株)」により 10 路線のバスが運行されている。バス路線網は各地区の中心を通り、安来市方面、広島県庄原市方面、鳥取県日南町生山方面へ連絡しており、広域的運行が図られている。高齢化社会における住民の足として、町の運行補助を受ける廃止路線代替バスとして運行されている。

(3) 道路網

国道 314 号は、平成 4 年に二重ループ橋が開通し、山陽方面への交通の便が大幅に向上し、中国自動車道へのアクセスも 1 時間程度と大幅に短縮された。国道 432 号は、山陽と県都松江市を結ぶ主要な道路として位置付けられており、平成 13 年に県境から三成地内まですべて二車線に改良された。この結果、自動車での移動がスムーズに出来るようになり、交流、観光面で大きく貢献しており、松江市へ約 1 時間、出雲市へは約 50 分となっている。また、松江自動車道が平成 27 年 3 月に全線開通したことから、広島市内へは約 2 時間 30 分で通じている。

町内の幹線道路、また集落間を結ぶ道路は、そのほとんどが山間の谷間に沿って整備されており、急カーブや坂道が多く交通条件は必ずしも良好とはいえない。

幹線道路である国道の改良率は 100.0%、県道 70.5%で、生活道路である町道は 62.0%(令和 2 年 4 月 1 日現在、幅員 5.5m未満も含む)の状況が示すように整備が遅れており、住民生活及び社会経済基盤として一層の整備が必要である。また、町の活性化を図るため、京阪神、瀬戸内、北九州経済圏との経済、文化交流を広域的に推進することが、これからの本町の産業・文化の振興など社会活動に欠くことのできない要件であり、松江自動車道に接続するアクセス道路の整備が重要となっている。

4. 経済的条件

本町の産業別純生産額の推移をみると、かつて基幹産業であった第 1 次産業においては、就業人口の減、兼業化の進行、また、米価・農畜産物価格の低迷等により総生産額は横ばいで推移しており、産業全体に占める割合は平成 29 年度で 8.9%となっている。今後も観光や自然エネルギーなど他産業との連携による振興策が必要である。

第 2 次産業については、建設業は諸産業の成長に伴う設備投資や公共投資により、比較的順

調であったが、公共事業の抑制や経済活動の低迷により厳しい状況にあり、一部の事業所では、農業事業などの新たな分野へ参入の取組みを行っているものの、事業所は減少傾向にある。

また、製造業においては、農村地域工業導入施策による誘致企業の立地などにより工業出荷額は着実に増加し、地域経済に大きく寄与しているが、若者の雇用の場の確保などの課題がある。

第3次産業については、小売店や各種サービス業も小規模経営体が多く、情報通信や量販体制、車社会の進展等社会環境の変化により購買力の町外流出やインターネット、メーカー直販システムを利用した購買行動の変化が生じていることから、経営の近代化や商品の差別化、サービス向上による顧客の定着化が課題となっている。一方、観光については、平成13年に整備された亀嵩温泉「玉峰山荘」を中心とした町内の観光施設等に山陰・山陽方面から多くの集客がある。

【表】経済活動別町内総生産額の推移

年 度 項 目		構 成 比					
		平成 19 年度	平成 24 年度	平成 29 年度	19 年度	24 年度	29 年度
第 1 次産業		百万円 2,937	百万 3,408	百万円 3,806	% 6.0	% 7.3	% 8.9
	(1) 農 業	1,513	2,131	2,146	3.1	4.6	5.0
	(2) 林 業	1,420	1,275	1,658	2.9	2.7	3.9
	(3) 水産業	4	2	1	0.0	0.0	0.0
第 2 次産業		16,252	14,401	15,149	33.1	31.0	35.4
	(1) 鉱 業	716	280	540	1.5	0.6	1.3
	(2) 建設業	6,114	5,384	3,842	12.4	11.6	9.0
	(3) 製造業	9,422	8,737	10,767	19.2	18.8	25.1
第 3 次産業		19,280	17,240	16,682	39.3	37.2	38.9
	(1) 卸売・小売業	2,194	3,163	2,804	4.5	6.8	6.5
	(2) 金融・保険不動産業	8,436	7,542	6,330	17.2	16.3	14.8
	(3) 運輸・通信業	2,093	2,108	2,706	4.3	4.5	6.3
	(4) 電気・ガス水道業	499	719	582	1.0	1.6	1.4
	(5) サービス業	6,058	3,708	4,260	12.3	8.0	9.9
政府・対家計民間非営利サービス生産者		12,145	11,326	7,160	24.7	24.5	16.8
(控除) 帰属利子等		△1,492	—		△3.1	—	—
町内総生産額		49,120	46,375	42,796	100.0	100.0	100.0

市町村民経済生産統計

5. 奥出雲町における過疎の状況 【主要課題の現状と今後の見通し】

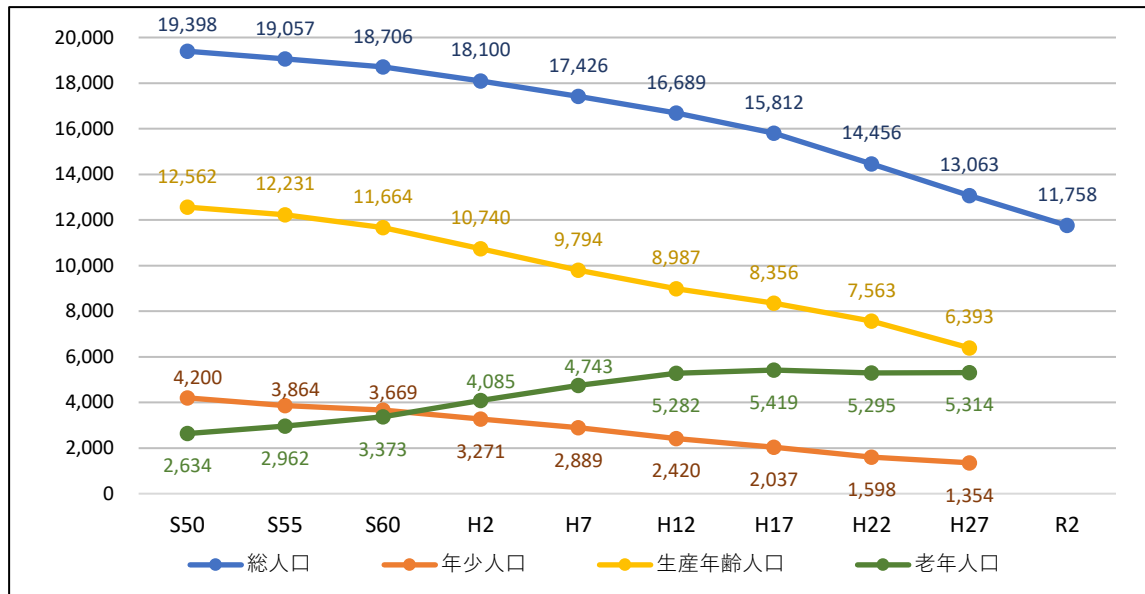
(1) 人口の動向

本町の人口は、昭和 30 年の 28,477 人をピークに減少し、平成 27 年国勢調査では 13,063 人と、60 年間で約 54.1%減少している。

昭和 35 年から昭和 40 年にかけて 12.4%、昭和 40 年から昭和 45 年にかけて 11.2%と、高度経済成長とともに急激な減少が続けたが、その後は減少率が 10%以下となり、昭和 45 以降昭和 60 年までの各 5 年間の減少率はそれぞれ 7.1%、1.8%、1.8%と鈍化してきた。しかし、単年のマイナスがあったもののプラスが続いていた自然動態は、未婚者の増加や晩婚化、育児に対する負担感の増大等に起因する出生率の低下から平成に入り自然減社会へと移行し、平成 7 年から 12 年にかけては 4.2%、平成 12 年から 17 年にかけては 5.3%、平成 17 年から平成 22 年にかけては 8.6%、平成 22 年から平成 27 年にかけては、9.7%の減少率と年々上昇傾向にある。

平成 27 年における若者比率（15 歳以上～30 歳未満）は 10.1%、高齢者比率（65 歳以上）は 40.7%で構造的な若者の流出が続き、少子・高齢化が進行している。今後とも現在の社会経済、地域情勢などから人口の減少と少子・高齢化は続くものと思慮される。

【総人口と年齢3区分人口の推移】



【表】人口の推移と推計

	S30 1955	S35 1960	S40 1965	S45 1970	S50 1975	S55 1980	S60 1985
人 口	28,477	26,820	23,501	20,878	19,398	19,057	18,706

H2 1990	H7 1995	H12 2000	H17 2005	H22 2010	H27 2015	R2 2020	R7 2025
18,100	17,426	16,689	15,812	14,456	13,063	11,776	10,555

R12 2030	R17 2035	R22 2040	R27 2045
9,403	8,324	7,269	6,267

国立社会保障・人口問題研究所

【表】若年者（15～29 歳）の構成比

項 目	昭和 35 年	昭和 45 年	昭和 55 年	平成 2 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
若者数（人）	5,215	3,455	2,712	2,044	2,119	1,980	1,642
構成比（％）	19.4	16.5	14.2	11.3	12.7	12.5	11.4
島根県過疎地平均	20.0	18.1	15.7	13.4	13.9	12.8	11.2
全国過疎地平均	18.9	20.9	18.2	15.0	14.5	13.1	11.5
項 目	平成 27 年						
若者数（人）	1,321						

構成比（％）	10.1
島根県過疎地平均	10.4
全国過疎地平均	10.5

過疎地域は、令和３年４月１日現在

【表】高齢者（65歳以上）の構成比

項 目	昭和 35 年	昭和 45 年	昭和 55 年	平成 2 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
高齢者数（人）	2,113	2,511	2,962	4,085	5,282	5,419	5,295
構成比（％）	7.9	12.0	15.5	22.6	31.6	34.3	36.6
島根県過疎地平均	8.7	12.4	15.6	21.0	29.0	31.5	33.4
全国過疎地平均	6.7	9.9	13.4	18.7	26.9	30.2	32.8
項 目	平成 27 年						
高齢者数（人）	5,314						
構成比（％）	40.7						
島根県過疎地平均	37.0						
全国過疎地平均	36.7						

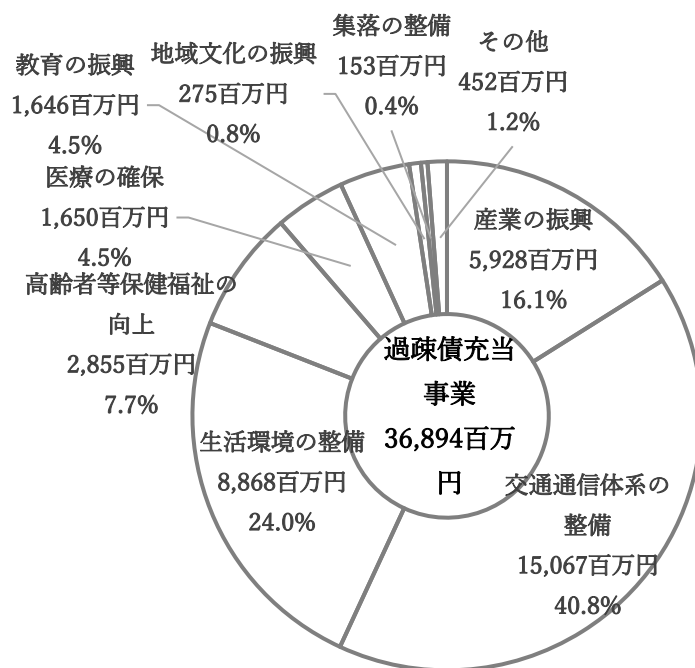
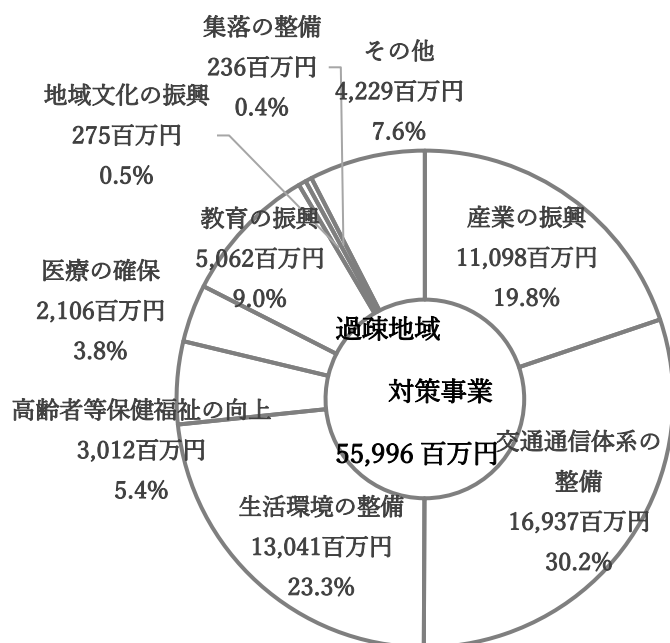
過疎地域は、令和３年４月１日現在 国勢調査

（２）これまでの過疎対策の概要

これまでの過疎対策としては、人口の流出防止を最大課題として、恵まれた自然環境を活かした豊かな地域社会の建設を目標に「魅力ある豊かな住みよい町づくり」を目指して各般にわたる諸施策を展開してきた。その結果として、道路網の整備をはじめ、情報通信、産業、教育、医療、福祉等々の生活基盤や生活環境の整備が進み、人口の減少率が低下するなど、過疎対策として一定の成果をもたらした。

奥出雲町発足以来、令和２年度末までに推し進めてきた過疎地域対策事業費は 560 億円に達した。このうち、情報通信網、道路を中心とした交通通信体系の整備が 30.2%を占め、次いで、上下水道、廃棄物処理施設、消防施設設備を中心とした生活環境の整備が 23.3%を占めている。また、過疎対策事業債については、これを財源として実施した対策事業は 369 億円に及び、過疎対策の推進に大きく寄与してきた。

【表】過疎対策事業実施状況



(3) 現在の課題と今後の見通し等

本町の過疎化現象は、基本的には昭和 30 年代における日本経済の高度成長に伴って、京阪神を中心とした大都市圏へ人口が流出した転出超過に起因している。

この社会動態においては、昭和 50 年代以降の相次ぐ誘致企業立地の成果が現れ、減少は小幅になっているものの、高学歴社会を背景に若年層を中心に依然流出が続いている。

自然動態においては、全国的に未婚者の増加や晩婚化、育児に対する負担感の増大等から出生率が低下している。さらに本町では、若者の減少により未婚者の増加や晩婚化に拍車をかけ、平成元年以降自然減社会となり、『第二の過疎』を迎えている。

数次にわたる過疎対策事業の実施により、道路を中心とする交通通信体系の整備、公共施設、産業基盤の整備、上下水道施設等基礎的生活環境基盤の整備は着実に進んでいる。しかし、医療、福祉、教育文化の分野では都市部と依然大きな格差があり、加えて、農村特有の生活習慣や社会的行事への出役等も現存しており、若者が志向する都市的生活環境の利便性に欠けている現状にあり、何よりもこの対策が求められている。

このような構造的な若者流出に歯止めをかけ、地域の活力を回復させるためには、若者を中心とする定住対策を急がなければならない。

若者定住を推進するためには、まず、そこに生活している若者を活かす地域づくりと地域特性のあるまちづくりや都市的生活環境の整備はもとより、雇用の場の確保が最も重要であり、

より優良な就業機会の確保のため、産業の振興が極めて重要である。

一方、高速交通網の整備による生活圏の拡大、価値観の変化に伴う居住地選考の多様化により、徐々にではあるがU1ターン現象もみられるようになっており、交流人口の拡大による地域経済への影響も年々増大している。加えて、横田高校の卒業生の4分の3が進学する時代となっていることから、進学を受け皿となる高等教育機関の充実を促進することも大切である。

今後、ますます余暇時間が増大し、生活様式が大きく変化していくものと予測されるため、地域の自然、歴史、文化等あらゆる地域資源を最大限に活用した『定住と交流』、『ハードとソフト』のバランスのとれた『魅力ある地域』づくりを進めていくものとする。

さらには、これら施策の事業効果、投資効率を一層高めていくため、既存施設の有機的な連携、また、近隣町村との適切な役割分担による『広域的手法』を積極的に展開していく必要がある。

そのためには、令和2年度に策定した第2次奥出雲町総合計画及び第2期奥出雲町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図りながら、地域の主体性と自己責任に基づく、自立できる、一人ひとりがより幸せに暮らせる町づくりを進める。

6. 産業構造の変化等社会経済発展の方向の概要

産業別就業人口の推移からもわかるように、昭和35年12月に発表された「国民所得倍增計画」を契機に、日本経済は重化学工業による輸出貿易立国として高度経済成長時代に入った。そして、都市への人口集中により農村部は過疎化が進み生産活動の停滞が顕著になるなど、農林業主体の第1次産業は相対的に生産性が低下し、都市と農村に産業間格差が生ずるところとなった。

本町の産業構造についてみると、昭和45年の町内総生産額は69億円強であったが、平成29年には428億円に達している。産業別には、農林業の不振から第1次産業が大きく後退し、誘致企業の立地等に伴う商工業振興により第2次、第3次産業の占める割合が高まりつつある。

これら産業の高次化による産業構造の変化は今後も続くことが予測される。しかしながら、農家数は減少したものの全体では依然として多くを占め、農林業への依存度が高く、基幹産業としての位置付けに変わりなく、農林業の第6次産業化を含め、今後も積極的な振興を図っていかなければならない。

従来より企業誘致には積極的に取り組んでおり、今後も当町の雇用増大、産業の振興に資する優良企業の誘致を進めるほか、閉鎖された工場の敷地・施設等の再活用を行い、新規企業の

誘致を推し進めていくことが必要である。

また、伝統的な産業として、算盤、木工、作刀などの地場産業があり、高い技術力を身につけた人材が豊富に存在しており「質」に対する消費者の関心が高まる中、これらの技術と人材を生かし異業種交流による新しい産業の創出も必要である。

（２）人口及び産業の推移と動向

１．人 口

（１）高齢化する人口構造と出生率の低下

本町の人口は昭和 30 年の 28,477 人をピークに減少し、平成 27 年度で 13,063 人と 60 年間で 54.1%減少している。特に高度成長期における昭和 35 年から 45 年までの 10 年間では、約 22%もの“急激な人口減少”を引き起こし、過疎法の地域指定を受けるに至った。その後も“著しい人口減少”傾向が続いたが、昭和 50 年代以降社会動態による減が低下し人口減少率は鈍化してきた。しかし、出生率の低下から平成に入り自然減社会へと移行し、再び人口減少率は増加傾向にある。

出生率の低下と新規学卒者の県外流出に伴い高齢化が急速に進展しており、平成 27 年度における高齢者比率は 40.7%となり、島根県平均 29.1%、全国平均 23.0%を大きく上回っている。今後とも過疎化の現象は進行すると予想される。一方、0～14 歳の年少人口の減少率は平成 27 年度で 15.3%と突出しており、いわゆる出生率の低下が将来の本町の基盤をゆるがしかなない問題として危惧されている。

今後、更に、住民の経済力を高めるとともに、本町の恵まれた自然環境を守りながら、地域の特性を生かし、新しい雇用の場の確保と若者が定住する環境づくりを進める戦略的かつ重点的な事業展開を図ることによって、近い将来、過疎化に歯止めが掛かるものと期待している。

（２）世帯の動向

本町における過疎化は、石見部のような挙家離村型ではなく、世帯員の一部転出と少子化に起因したものであり、人口減少に対して世帯数はほぼ横ばいに推移している。また、一世帯当りの人数は、平成 27 年度国勢調査の全国平均 2.33 人、島根県平均 2.53 人を上回り 2.84 人となっているが、平成 22 年度 3.11 人から大幅に減少しており、核家族化が一段と進行している。

一般世帯 4,452 世帯のうち、65 歳以上の高齢者のいる世帯は 3,205 世帯と 71.9%を占め、高齢者のみの世帯は 1,279 世帯を数える。さらに、高齢者単身世帯は 563 世帯となっており、今後も増加することが予想されるため、在宅福祉を中心とする老人福祉や集落機能維持への的確な対応が迫られている。

（３）就業人口の動向

昭和 55 年の就業人口は 11,069 人であったが、平成 27 年には 6,910 人と 62.4%に減少して

いる。特に第1次産業においては、社会構造の変化から農林業の衰退を反映して昭和55年の4,292人から平成27年には1,516人に減少し、就業人口に占める割合も38.8%から22.0%へ大きく後退している。

一方、第2次産業は、従業員数をみると公共投資に支えられた建設業や誘致企業の進出による製造業で、景気の影響などがあるものの増加傾向にある。

第3次産業においては、サービス業において就業者数が増えており、就業人口に占める割合は29.8%から49.4%と伸び、第1位を占めるようになった。

こうした産業の高次化は今後も進展するものと予測される。

【表】産業別就業者数の推移

(単位：人、%)

区 分	昭和55年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比
第1次産業	4,292	38.8	2,937	29.1	2,543	26.2	1,760	19.9	1,785	21.9	1,689	22.3
第2次産業	3,464	31.3	3,694	36.6	3,462	35.6	3,274	37.0	2,599	31.8	2,461	32.5
第3次産業	3,297	29.8	3,455	34.3	3,716	38.2	3,818	43.1	3,779	46.2	3,428	45.2
分類不能等	16	0.1	4	0.0	1	0.0	0	0.0	11	0.1	0	0.0
合 計	11,069	100.0	10,090	100.0	9,722	100.0	8,852	100.0	8,174	100.0	7,578	100.0
区 分	平成27年											
	人 数	構成比										
第1次産業	1,516	22.0										
第2次産業	1,975	28.6										
第3次産業	3,409	49.4										
分類不能等	10	0										
合 計	6,910	100.0										

2. 産業

本町の産業別総生産額の推移をみると、かつて基幹産業であった第1次産業においては、就業人口の減、兼業化の進行、農畜産物価格の低迷などにより総生産額は減少しており、産業全体に占める割合は平成29年度で8.9%となっている。

一方、第2次及び第3次産業は順調な伸びを示してきたが、平成9年には第2次産業においては生産額も構成比も減少に転じ、第3次産業が第1位を占めている。これは、経済不況による消費低迷や公共投資の削減による影響が考えられる。

今後ますます高齢化社会へと進展し、出生率の低下と相まって若年労働力人口の減少が強まっていくことが予想されるなど、地域産業を取り巻く環境は悪化していくものと予測される。

本町の産業は総じてその高次化が遅れているため、第1次、第2次、第3次産業を通じた技術力の向上や産業の複合化・融合化等を促進するとともに、企業体質の強化を図り、高付加価値化と生産性向上を進めることが強く求められている。

(1) 第1次産業

農村地域では、都市部以上に人口減少、高齢化が進み、担い手・後継者不足により農地の荒廃や生産基盤の脆弱化が進行しつつあり、今後の農業生産の維持や農地の維持管理・保全が危惧されている。

本町の農業は、水田農業を中心として国営農地開発事業によって造成した開発畑 272ha の利活用の促進、経営規模の拡大と低コスト化、水稻、果樹、野菜、和牛、菌床椎茸等との複合経営化や担い手の育成確保、近代化に向けての各種基盤整備事業や構造改善事業が積極的に取り組まれてきた。しかし、国際貿易交渉の進展により、安価な農林畜産物や加工品が輸入される一方、国内需要の縮小と消費者ニーズの多様化による産地間競争の激化など農業を取り巻く情勢は変化し、産地としてこれらへの対応が求められている。

林業については、健全な森林の維持・造成という観点から、特に（スギ・ヒノキ等の）人工林において、間伐など保育作業の適切な実施が重要である。森林作業従事者は、概ね横ばいの状況であるが、伐期の到来した森林が多数存在し「伐って、使って、植えて、育てる」の循環型林業を形成するため、林業就業者の一層の確保が急務である。また、水源かん養や国土の保全といった公益的機能や環境保全、木質バイオマスなどの自然エネルギーの面からも森林の重要性は高まっている。一方、レクリエーションや森林浴といった観光面を含め多面的活用を図ることも必要である。

(2) 第2次産業

建設鉱業部門は農業の生産基盤整備や一般公共土木工事など公共投資に支えられ順調に推移してきたが、近年公共事業費の縮減により減少している。これまで、農業基盤整備、国道の改修、公共施設の再配置など大型プロジェクト事業を推進してきたが、今後は県間や町村間を

結ぶ広域的な幹線道路の整備、都市計画事業、公共下水道・農業集落排水、河川整備・治山砂防関係事業や土地改良事業、学校耐震化や公共施設の統廃合・複合化、長寿命化事業を重点施策に位置付け、公共事業の安定的確保を図る必要がある。

製造業においては、独自の技術や開発力といった企業の努力もあり順調に推移していたが、経済の停滞により減少している。

経済のグローバル化や日本全体が抱える製造業の空洞化は、それぞれの工場に大きな影響を与えている。同時に新たな企業の誘致はきわめて厳しい状況となっている。

その中であって、すでに稼働している工場の実体を適切に把握し、それぞれの企業の規模拡大につながるバックアップ体制の強化が求められている。併せて、閉鎖された工場等の敷地・施設の再活用により新規企業の誘致や既存企業の規模拡大支援を推し進めていく必要がある。

また、地方企業にあっても独自の素材開発等高い技術レベルにあるものもある。それぞれの企業の情報交換を密にし、異業種の交流の中から新たな企業同士の協力関係や雇用を生み出す場に対しての積極的支援が求められている。そろばん、木工といった地場産業にあっては、協業化やグループ化が進められているが、技術の高度化や消費者ニーズの多様化に対応できる人材の確保・育成を図りながら高い技術を伝承しつつ、物づくりの風土や地域イメージを活用し、時流にあった競争力のある製品を積極的に開発していく必要がある。

さらに高度化する情報社会にあって、高度情報基盤の整備、強化は必須であり、中小、零細を問わず地方に立地する企業にとって課題となっている。

（３）第３次産業

商業サービス部門については、ＪＡマーケットやショッピングセンター等の民間活力が大部分を占めているが、大規模小売店舗法の改正により近隣に郊外型の大型量販店の進出が相次ぎ、購買力の町外流出が続いている。また、横田地域では、ショッピングセンターが国道沿いへ新築移転したことやホームセンター、ドラッグストアの出店に伴い、市街地における商店街の空洞化の問題があり、都市計画事業や各種イベントなどに合わせ官民一体となった商店街の活性化や新たなゾーニングを図る必要がある。

観光面では国道 314 号及び 432 号の整備、それぞれ文化的な観光施設の整備により入り込み客は一定の伸びを示してきた。しかし、名所観光型のツアー客が減少する中、新たな取組みとして奥出雲の魅力をＰＲする観光資源の整備などハード・ソフトの両面で本町の特色を引き出し、一体的な取組みを行う必要がある。

また、小グループによるテーマを持った観光、農村体験・自然体験型観光、さらに中高年者の登山も盛んである。そこで、地域の特徴や方向性を明確にした上で、これまでに整備した施設の機能をそれぞれが高めていくことや自然を生かした取り組みを目指すことが必要である。

表－１（１） 人口の推移（国勢調査）

区 分		昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年
総 数	実 数（人）	26,820	23,501	20,878	19,398	19,057
	増減率（％）	—	△ 12.4	△ 11.2	△ 7.1	△ 1.8
0～14 歳	実 数（人）	9,539	7,129	5,084	4,200	3,864
	増減率（％）	—	△ 25.3	△ 28.7	△ 17.4	△ 8.0
15～64 歳	実 数（人）	15,168	14,062	13,283	12,562	12,231
	増減率（％）	—	△ 7.3	△ 5.5	△ 5.4	△ 2.6
	15～29 歳（人）	5,215	4,045	3,455	3,061	2,712
	増減率（％）	—	△ 22.4	△ 14.6	△ 11.4	△ 11.4
65 歳以上	実 数（人）	2,113	2,310	2,511	2,636	2,962
	増減率（％）	—	9.3	8.7	5.0	12.4
若年者比率（％）		19.4	17.2	16.5	15.8	14.2
高齢者比率（％）		7.9	9.8	12.0	13.6	15.5

区 分		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
総 数	実 数（人）	18,706	18,100	17,426	16,689	15,812
	増減率（％）	△ 1.8	△ 3.2	△ 3.7	△ 4.2	△ 5.3
0～14 歳	実 数（人）	3,669	3,271	2,889	2,420	2,037
	増減率（％）	△ 5.0	△ 10.8	△ 11.7	△ 16.2	△ 15.8
15～64 歳	実 数（人）	11,664	10,740	9,794	8,987	8,356
	増減率（％）	△ 4.6	△ 7.9	△ 8.8	△ 8.2	△ 7.0
	15～29 歳（人）	2,271	2,044	2,029	2,119	1,980
	増減率（％）	△ 16.3	△ 10.0	△ 0.7	4.4	△ 6.6
65 歳以上	実 数（人）	3,373	4,085	4,743	5,282	5,419
	増減率（％）	13.9	21.1	16.1	11.4	2.6

若年者比率（％）		19.4	12.1	11.3	11.6	12.5
高齢者比率（％）		18.0	22.6	27.2	31.6	34.3
区 分		平成 22 年	平成 27 年			
総 数	実 数（人）	14,456	13,063			
	増減率（％）	△8.6	△9.7			
0～14 歳	実 数（人）	1,598	1,354			
	増減率（％）	△21.6	△15.3			
15～64 歳	実 数（人）	7,563	6,393			
	増減率（％）	△9.5	△15.5			
	15～29 歳（人）	1,642	1,321			
	増減率（％）	△17.1	△19.5			
65 歳以上	実 数（人）	5,295	5,314			
	増減率（％）	△2.3	0.4			
若年者比率（％）		11.6	10.4			
高齢者比率（％）		36.6	40.7			

表－１（２）人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成 23 年 3 月 31 日		平成 28 年 3 月 31 日			令和 3 年 3 月 31 日		
	実 数（人）	構成比（％）	実 数（人）	構成比（％）	増減率（％）	実 数（人）	構成比（％）	増減率（％）
総 数	14,674	—	13,429	—	△8.5	12,078	—	△10.1
男	7,082	48.3	6,451	48.0	△8.9	5,836	48.3	△9.0
女	7,592	51.7	6,978	52.0	△8.1	6,242	51.7	△10.5

区分		令和 2 年 3 月 31 日			令和 3 年 3 月 31 日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数（外国人住民除く）		12,246	—	—	11,990	—	△2.1
男（外国人住民除く）		5,962	48.7%	—	5,823	48.6%	△2.3
女（外国人住民除く）		6,284	51.3%	—	6,167	51.4%	△1.9
参 考	男（外国人住民）	10	12.8	—	13	14.8	1.3
	女（外国人住民）	68	87.2	—	75	85.2	1.1

表－１（３）産業別人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 13,654	人 12,118	% △ 11.2	人 12,252	% 1.1	人 11,221	% △ 8.4	人 11,069	% △ 1.4
第 一 次 就業人口比率	% 64.8	% 61.6	—	% 57.9	—	% 47.9	—	% 38.8	—
第 二 次 就業人口比率	% 11.8	% 12.9	—	% 16.5	—	% 25.5	—	% 31.3	—
第 三 次 就業人口比率	% 23.4	% 25.5	—	% 25.6	—	% 26.6	—	% 29.9	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 10,587	% △ 4.4	人 10,090	% △ 4.7	人 9,722	% △ 3.6	人 8,852	% △ 8.4	人 8,174	% △ 7.7
第 一 次 就業人口比率	% 34.4	—	% 29.1	—	% 26.2	—	% 19.9	—	% 21.9	—
第 二 次 就業人口比率	% 34.3	—	% 36.7	—	% 35.6	—	% 37.0	—	% 31.8	—
第 三 次 就業人口比率	% 31.3	—	% 34.2	—	% 38.2	—	% 43.1	—	% 46.3	—
区 分	平成 22 年		平成 27 年							
	実 数	増減率	実数	増減率						
総 数	人 7,578	% △ 7.3	人 6,910	% 8.8						
第 一 次 就業人口比率	% 22.3	—	% 22.0	—						
第 二 次 就業人口比率	% 32.5	—	% 28.6	—						
第 三 次 就業人口比率	% 45.2	—	% 49.4	—						

注：就業人口の総数には分類不能の産業従事者を含む。

（３）町行財政の状況

21 世紀に入り、社会構造や経済が大きな変革の時を迎えている。情報の高度化、IT 革命などにより、地域や暮らしが従来の生活圏を越えて新たなコミュニティを形成してきている。

これに伴い、住民の価値観やニーズもますます多様化、高度化しており、これらに対応できる計画的、効率的な行政を執行していかななくてはならない。また、地方創生、社会保障制度、行政改革の推進などといった行政課題に対し、その着実なる対応が求められており、さらなる行政事務の効率化、職員の資質向上に努め行政運営の適正を期する必要がある。

本町の財政運営は、健全化のために各種の努力を重ねてきたところであるが、これまで道路、上下水道等の社会資本整備を積極的に進めてきた結果、地方債残高も多く、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率が高い水準にあるなど依然として多くの課題がある。

しかしながら、こうした状況においても住民に最も身近な自治体として、生活関連の社会資本の整備や急速に進展する少子高齢化、人口減少などへの課題に的確に対応した諸施策を積極的に推進するとともに、地域の特色を生かした主体的な活力のある地域づくりを推進していく必要がある。

したがって今後の財政運営に当っては、事務事業の見直しや効率化を図り適正な財政運営を行うと同時に歳入においても、財源確保のため町税、地方交付税、国、県支出金、地方債等について充分内容を精査し、限られた財源の中で質的な行政サービスの充実に配慮するとともに財政の健全化に努め、優先度に基づく事業執行を進める必要がある。

広域行政の推進については、雲南広域連合において、介護保険、し尿処理、消防・救急業務について共同実施することによりサービスの質を維持しつつ、効率的に業務を行っている。

公共施設については、各種振興基本計画、過疎計画に基づき、国・県の補助金等を積極的に活用しながら、農林水産業の振興、生活環境の整備、福祉、教育文化の充実など、本町の地域特性を活かしたさまざまな施設整備を進めている。

今後の方向としては、地域住民の日常生活や産業経済活動を支える道路網の整備、住民が安全で快適な生活を送るための生活環境施設の整備をはじめとした各種施設の整備については、投資効果や重要度、優先度を総合的に勘案し、実施する必要がある一方で、老朽化や遊休化、低利用の公共施設については、維持管理費用がかさむなど、費用対効果に見合う機能を果たしていない施設があるため、奥出雲町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合を図りながら、廃止や集約、長寿命化を選択肢とした整備方法を検討する必要がある。

表－２（１）市町村財政の状況（普通会計）

（単位：千円）

区 分	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	17,267,597	15,599,648	15,768,251	15,125,497
一般財源	10,378,449	9,699,231	9,727,505	8,935,164
国庫支出金	2,334,548	1,369,479	1,171,521	1,297,150
都道府県支出金	1,184,879	929,909	1,197,142	1,270,102
地方債	2,712,046	2,540,043	2,427,791	1,724,015
うち過疎債	1,187,000	1,595,400	866,300	1,140,400
その他	657,675	1,060,986	1,244,292	1,899,066
歳出総額 B	16,868,104	15,288,552	15,533,836	14,922,455
義務的経費	5,894,389	5,769,930	5,887,844	5,189,307
投資的経費	3,902,215	3,121,237	2,698,394	2,430,278
うち普通建設事業	3,811,570	2,865,870	2,598,144	2,056,755
その他	7,071,500	6,397,385	6,947,598	5,246,115
過疎対策事業費	3,858,558	3,431,490	3,203,554	2,303,735
歳入歳出差引額 C（A－B）	399,493	311,096	234,415	203,042
翌年度へ繰り越すべき財源 D	113,052	73,809	53,571	57,159
実質収支（C－D）	286,441	237,287	180,844	145,883
財政力指数	0.18	0.16	0.18	0.17
公債費負担比率	33.9	34.1	33.0	28.4
実質公債費比率	20.7	17.3	15.7	13.3
起債制限比率	20.7	17.3	－	－
経常収支比率	81.3	83.0	86.5	85.5
将来負担比率	214.5	178.0	173.4	175.7
地方債現在高	25,058,017	24,498,086	22,852,237	20,280,583

【表】広域行政業務

業 務	共同処理の性格	組合組織の名称	構成団体
介護保険・地域振興 消防救急・し尿処理	広域連合	雲南広域連合	奥出雲町、雲南市、飯南町
後期高齢者医療保険	広域連合	島根県後期高齢者医療広域連合	県内全 19 市町村
農業共済	共済組合	島根県農業共済組合	県内全 19 市町村
文化圏形成	協議会	鉄の道文化圏推進協議会	奥出雲町、安来市、雲南市

表－２（２）主要公共施設等の整備状況

区分		昭和 55 年 度 末	平成 2 年 度 末	平成 12 年 度 末	平成 20 年 度 末	平成 26 年 度 末	令和 2 年 度 末
市町村道 改良率（％）	旧仁多町	21.1	45.2	61.8	58.4	61.3	62.0
	旧横田町	18.8	33.3	52.1			
市町村道 舗装率（％）	旧仁多町	15.3	42.3	66.2	64.5	69.3	70.6
	旧横田町	17.3	40.2	56.5			
耕地 1ha 当たり農道延長（m）		24.8	29.9	40.0	28.4	22.0	27.2
林野 1ha 当たり林道延長（m）		2.7	4.2	1.7	1.7	1.7	1.7
水道普及率（％）		47.4	63.1	92.1	96.2	97.3	98.7
水洗化率（％）		3.0	11.6	26.3	64.2	80.4	82.7
人口千人あたり病院、診療所の病床数（床）		9.7	10.3	8.4	11.2	11.9	8.1
小学校危険校舎面積比率（％）		4.5	0.4	0	22.9	14.2	8.2
中学校危険校舎面積比率（％）		0	0	0	29.0	1.9	0

※市町村道改良率、舗装率は、令和元年度末の数値

（４）地域の持続的発展の基本方針

町の持続的発展を図るための基本方針は、自然的、社会的条件に応じた産業の振興を図り、就業の機械を確保するとともに、若者・子育て世代や移住者が定住し、この町で暮らすことができる住宅環境の整備のほか、すべての年代の住民が安全安心快適に暮らすことができる生活環境を整備、維持することにある。過疎地域における課題の解決を図っていくには、既存施設・設備の長寿命化という視点を含めたハード面の整備も継続していく必要があり、医療・教育・交通手段といった住民生活の基盤となるソフト面においても、多様化する住民ニーズに的確に対応した施策を充足させていく必要がある。

新たな過疎対策においては、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による大都市への一極集中のリスクが顕在化する中で、豊かな自然環境のもと暮らすことができる過疎地域での生活が注目されてきていることを踏まえ、これまでの過疎対策の基本を維持しつつ、地域社会を担う人材の育成・確保や ICT などデジタル技術の活用、さらには、町総合計画にも掲げる「つながりで築く 幸せと笑顔あふれるまちづくり」に取り組み、町民誰もが幸せを実感できるよう施策の推進を図る。

また、奥出雲町総合戦略の理念は、過疎地域の持続的発展を図ろうとする過疎方針や過疎計画に通じることから、当町総合戦略及び過疎計画に掲げた各種施策を着実に実行することにより、人口減少・少子高齢化社会を克服し、活力ある地域を今後も維持していけるよう取り組んでいく。

１．定住を高める働き場の確保と居住環境の整備

本町の将来を展望するとき最も基本となるのは、産業と経済基盤の確立である。しかしながら、基幹産業である農業の経営環境は極めて厳しい状況が続いており、新たな視点に立った施策の展開が求められている。そこで、従来から行っている生産基盤の整備、営農組織の強化、担い手の育成などの施策はもとより、町内経済の活性化のため構造改革特別区域計画及び地域再生計画等も考慮し国営農地開発地の多目的利用や企業誘致、地域の実情に即した新たなビジネスへの支援などにより若者の志向を考慮した就業の場の確保に努めるとともに、高齢化の進展や女性の社会進出の増加など雇用を取り巻く就業環境が大きく変化する中、雇用環境の整備や高齢者・女性の能力開発の場の提供、新たな起業・創業の機会の提供、ＵＩターン者の受け入れ環境の整備が重要である。また、健康で文化的な住民生活を確保し、住みやすさを高めていくため恵まれた自然環境と調和する、地域の特性を活かした居住環境の整備を推進する。

このため、下水道、住宅、ケーブルテレビ・高速インターネットや携帯電話通信エリア拡大などの情報通信網をはじめとする生活環境施設の充実、地方中核都市や高規格道路とを結ぶ交通アクセスの整備を進めるほか、地域を担う人づくり、芸術・文化の振興などソフト対策、地球温暖化対策や豊かな資源を活用した太陽光発電、小水力発電、木質バイオマス燃料等、自然エネルギー導入の取組みを推進する。

さらに、若者の結婚問題、出会いの場の提供、地域における受け入れ体制の整備など若者の居住環境の整備、安心して生み育てられる環境整備を推進するものとする。

2. 都市との交流の拡大による地域の持続的発展

国民の価値観・ライフスタイルの変化に伴い、都市型利便性とは異なった豊かな自然環境や景観を背景とした田園的魅力が見直されているところである。

都市住民の中には、単に観光客として訪れるのではなく、農業体験などを通じた地域住民との交流や自然とのふれあいを求める人々が年々増えている。こうした交流人口や関係人口の拡大施策を推進する中で訪れる人と住民が触れ合いとともに自然環境や農村環境の豊かさを共有し、新たな地場産業の創出を促し地域の持続的発展を図る。

また、本町は豊かな自然のほか、個性あふれる伝統文化や歴史のある町であり、こうした豊かな自然環境の保護や美しい景観の保全を図り、過疎化の中で失われつつある伝統ある文化や歴史など地域文化の保存と、新たな観光需要を一層喚起していく。

3. 生きがいに満ちた安心とゆとりの高齢社会の形成と少子化対策及び教育の振興

少子・高齢化が進行するなか、高齢者のみの世帯及び要介護老人はますます増加するものと考えられ、多様化する住民の生活支援に対するニーズに対応するため、保健・福祉・医療などの関係分野が連携し、必要なサービスが提供できる体制づくりと環境整備を進めることが求められている。このため、高齢者が長年住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ICTを活用しテレビ電話システムを利用した生活サポート事業を実施している。

また、地域コミュニティの一層の充実を図る為の各地区公民館及び自治会館などの拠点整備を進めるとともに、健康で社会参加意識の高い高齢者が自らの能力を発揮し生きがいをもって暮らせるよう、生涯学習の場と就業機会の充実を図る。

学校教育については、子どもたちが学びあえる教育環境の確保を目的に、小学校再編を住民に提案しながら、地域の特性を活かし地域に開かれた学校づくりを進める。

4. 住民参加のまちづくり

急速に変化する社会状況に対応しながら、町民と行政が一体となって個性的で魅力的な地域づくりを実現するには、町民の協力と行政への積極的な参加が重要である。行政と自治会や各種団体・組織との意見交換や連携を強化し、町民と行政が一体となり、それぞれの役割分担を踏まえながら協働してまちづくりを進める。

さらに、高齢者が保有する技術や能力、また、女性の持つ知恵や技術を活かした活動や自治会役員や各種委員への女性、若者の登用による組織の強化など、可能な体制づくりを推進する。

5. 健全な財政運営

自主財源に乏しく一般財源の多くを地方交付税に依存する中で、過疎対策を進めていくためには、今後、財政的負担がますます増大するものと考えられる。このため、これまで以上に効果的な財政運営を行い、限られた財源の重点的かつ効果的な配分が肝要である。また、組織の統合・連携を図るとともに、組織・機構の改革を進め、行政運営の効率化に努める。

6. 広域連携による事業の推進

交通ネットワーク整備と本格的な情報化社会を迎え、地域住民の生活圏はますます広域化している。地域の自主性、自立性を求めつつも、その一方で、共通的な行政サービスを効率よく提供するためには、行政区域を越えた広域的な取り組みも必要である。投資効率をより一層高めるため広域的な基幹道の整備、人材の育成、観光の振興などハード、ソフト両面にわたる、広域的振興策も進める必要がある。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展を図るため、「第2次奥出雲町総合計画」に掲げる8つの部門別施策を基本目標と定め、「奥出雲町人口ビジョン」、「第2期奥出雲町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における指標を掲げて取り組みます。

(1) 地域の持続的発展のための基本目標（「第2次奥出雲町総合計画」）

- 目標1 自然と共生した資源循環型産業をつくる
- 目標2 人を惹きつける産業をつくる
- 目標3 活力ある地域を支える担い手をつくる
- 目標4 人々がつながるコミュニティをつくる

目標 5 豊かな心と文化を育てる環境をつくる

目標 6 健やかで安心安全な暮らしをつくる

目標 7 産業と暮らしを支えるインフラをつくる

目標 8 持続可能なまちをつくる

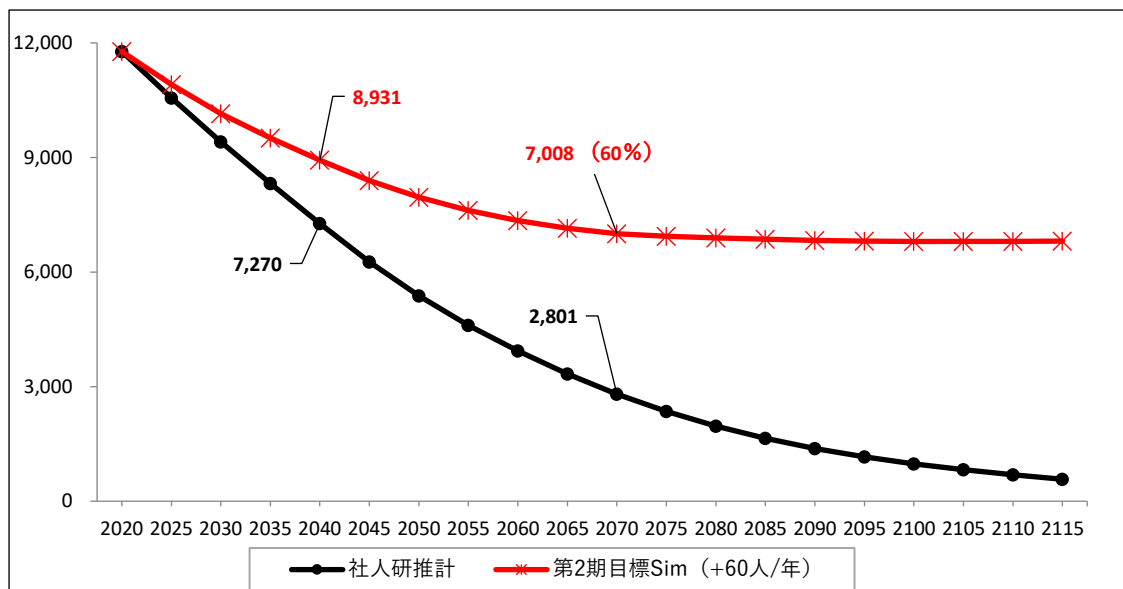
【人口に関する目標】

ア. 長期展望（奥出雲町人口ビジョン）

令和 22 年（2040 年）における総人口約 9, 000 人

	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 22 年 (2040 年)
社人研推計	11, 663 人	10, 558 人	9, 408 人	7, 270 人
人口目標	11, 663 人	10, 909 人	10, 151 人	8, 931 人

【第 2 期人口ビジョンの目標推計】



イ. 合計特殊出生率（奥出雲町人口ビジョン）

国が人口置換水準とする「2.10」に、令和 22 年（2040 年）までに段階的に上げ、その後、維持する。

	令和 2 年 (2020 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 22 年 (2040 年)
合計特殊出生率目標	1. 7 9	1. 9 1	2. 1 0

ウ. S D G S（持続可能な開発目標）

S D G sは、2015 年 9 月の国連サミットで採択され、持続可能な世界を実現するための 17 の国際目標と 169 のターゲットから構成され、貧困、保健、教育、気候変動など、地球上の誰一人として取り残さない、持続可能な未来を示す羅針盤として位置付けられている。

本町においても、将来も奥出雲町で暮らす人々が豊かな暮らしを享受するための取り組みができているか、改めて振り返り、過疎地域の持続的発展に活かしていく必要があり、S D G sの要素を最大限に反映しながら取り組みを推進する。



（６）計画の達成状況の評価

過疎地域の持続的発展を実現するためには、P D C Aサイクルを確立させ、政策の効果を検証するとともにその結果を次の施策に反映させていくことが必要である。

本計画の達成状況については、「第２次総合計画/第２期奥出雲町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図りながら、有識者や住民が参画する外部評価委員会で総括した事業評価を行い、必要に応じ施策等の内容を見直ししながら、計画に沿った施策等の効果的な推進を図る。

（７）公共施設等総合管理計画との整合性

本計画における施設整備においては、奥出雲町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）の基本方針と整合性を取りながら、地域の将来像を見据えた「公共施設等の最適化」と「持続可能な財政運営」の両立を図る。

（８）計画の期間

持続的発展計画として、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年とする。

2. 移住・定住、地域間交流の推進、人材の育成



(1) 現況と問題点

1. 移住・定住、地域間交流の促進、人材の育成

(1) 移住・定住、地域間交流の促進

少子高齢化の進行により、地域の担い手が不足し、集落の活力が失われつつある一方で、都市住民の中で田舎暮らしやふるさと回帰の志向が高まりを見せている。

住みたい町としての魅力を高めるには、移住定住の基本となる住まいの確保が課題となっている。特に単身用住宅は慢性的に不足しており、世帯用住宅についても町営住宅以外の空きがなく、空き家バンク登録物件についても、すぐに入居できる物件が少ないため、今後は、住まいの確保、掘り起こしを行い、移住希望者と住宅のマッチングを増やす必要がある。

また、テレワーク・リモートワークの拡大により安定した通信のサービス提供は、新しい生活様式の実現には必要不可欠な要素の一つとなっている。今後、情報通信技術を活用した仕事・活動に対応できるインフラ整備が求められている。町内の世帯の実態としては、核家族化による生活形態の多様化により、これまで地域の中心的組織であった自治会に加入しない世帯が増えつつあるとともに、高齢化による老々・独居世帯の増加に伴い自治会コミュニティの維持存続が難しくなっている。そのため、役割を整理し、互いに協働する仕組みづくりが求められている。

一方、地元高校の卒業生の約 8 割が進学に伴って転出しており、町内就職の学生は 10 名程度である。町内企業の賃金は上がりつつあるものの、町外企業と比較すると低水準であり、かつ職種が少ない状況にある。UI ターンを促進させるために、魅力ある仕事の創出と安価な賃貸住宅の提供等が求められる。

(2) 人材の育成の方針

学校と地域の協働による人づくりとして、目標やビジョンについて地元企業等とも連携・協同し、町として定めた「18 歳で目指す子ども像」の実現に向けた、奥出雲町らしい魅力ある教育を行うことで「地域を支える人づくり」を進めていく。また、様々な主体同士の協働により地域課題解決に取り組む団体の育成や活動支援を行い、地域づくりに主体的に参画する人づくりを推進するとともに実践力を備えた人材の育成を行う。

(2) その対策

1. 移住・定住の促進

「住みたい」を叶える環境づくりとして、公営住宅などの賃貸物件や空き家バンク制度などの情報を収集し一元化して発信する。また個別のニーズに合った住宅環境の選択肢を与えることで、ライフスタイルに応じた住宅を見つけ出せる環境を整える。

2. 関係人口の拡大

奥出雲町を愛する関係人口づくりとして、奥出雲町に関心を持ち、かかわりを望む都市住民等が伝統行事やイベント、集落活動への参加、社会貢献などを通じて、関係人口として町との関係をより深めることが移住・定住につながる。関係人口の拡大を図るため、団体や集落または各種組織や企業など、受け入れ可能な関わりしろの情報の収集をし、人と人をつなげる仕組みを整えていく。

3. 地域間交流の促進

本町は、豊かな自然や伝統文化に加え、温かい地域社会と人間関係が残されている反面、都市部ではこうした地域社会が減少してきており、都市部の若者を中心に農山村での暮らしに魅力を感じている人が増加してきている。こういった人々の価値観に応じて選択可能な暮らしが実現できる社会を構築していく上で都市と過疎地域がともに支え合う「共生・互惠」の関係にあることを認識し、資源・魅力を共有し相互の機能分担と連携を深め、人・物・情報の活発な交流が行われることが求められる。農泊など都市と農村の双方向の交流を促進するため、ハード・ソフト両面にわたる各種交流の整備を促進する。

4. 人材の育成・確保

子どもたちが多様な人々との関わりや様々な経験の中で育まれるよう、豊かな自然、文化、歴史、子どもを温かく支え育てようとする地域社会といった強みを生かし、「ふるさと教育」を推進する。また、地域づくりに主体的に参画する人を支援するために、地域課題の解決に向けて取り組み、実践力を備えた人材を育成する。

目標（指標）

重要業績評価指数（K P I）	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）
ＵＩターン者数 （二人世帯以上の転入者数）	69 人	98 人
居住に供する新築・増改築物件数	21 件	20 件
就業者のうち 25 歳～40 歳の就業者の占める割合	19.1%	25.0%
起業者数	13 件	18 件

（３）事業計画〔令和３年度～７年度〕

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住、地域間交流の推進、人材の育成	(1) 移住・定住	住宅整備支援事業 新築・住宅購入、住宅改修費補助	奥出雲町	
		定住住宅整備事業	奥出雲町	追加 R7.3
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	定住推進事業 空き家バンク利用促進、短期就業体験、定住対策情報発信事業等	奥出雲町	
	地域間交流	ふれあい交流推進事業 町出身者会交流事業等	奥出雲町	
		尾原ダム地域づくり推進事業	奥出雲町 協議会ほか	
	その他	情報発信事業 SNS等を活用した地域情報発信	奥出雲町	
	(5) その他（過疎地域持続的発展支援事業）			
		A I スポーツカメラを活用した地域活性化事業	奥出雲町	追加 R6.3
	(6) その他（過疎地域集落再編整備事業）			
		定住促進団地整備事業	奥出雲町	追加 R7.3

（４）公共施設等総合管理計画との整合

奥出雲町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策

に必要となる事業を適切に実施する。

移住・定住の推進に必要な公共施設については、個々の施設等の現況及び利用状況を踏まえ、公共施設等の更新、修繕、統廃合、長寿命化などを計画的に推進するとともに、多様化するニーズに対応するため、子育て世帯を中心に、民間賃貸住宅整備等を促進する。

3. 産業の振興



(1) 現況と問題点

1. 農業

(1) 農業経済の低迷

今から約1300年前に編纂された「出雲国風土記」には良質な鉄の産地と記され、たたら製鉄の砂鉄採取のために切り崩された山々は、荒廃することなく次々と豊潤な棚田に変えられた。

たたら製鉄とともに生きた先人の営みにより創り出された原風景は、自然環境と共生し、永続的に循環させるという、人と自然が織りなす景観となり、平成26(2014)年3月18日には「奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観」として、中国地方で初めて国の重要文化的景観に選定され、棚田景観が保全されている。

また、たたら製鉄の営みを通して稲作、和牛飼養、特用林産であるシイタケ栽培、ソバ栽培の農林畜産業が生み出されており、これらが有機的に結びついた資源循環型農業の営まれる地域として「たたら製鉄に由来する奥出雲の資源循環型農業」が、平成31(2019)年2月15日に中国地方で初めて「日本農業遺産」に認定された。この資源循環型農業システムによって形成される森林や棚田といった里地里山は、世界的に見ても独特な景観であり、令和3(2021)年2月、世界農業遺産の国内候補として承認され、現在、認定を目指している。

本町の農業は小規模経営で兼業農家が多く、農業従事者の高齢化と担い手不足により、遊休農地の増加が懸念されている。このことから、農地の集積や農業生産の効率化、省力化を図るとともに、集落営農組織の法人化や地域の中心的経営体を育成することで、持続的な農業を継続できる農業生産体制の整備、担い手の育成・確保が急務となっている。

今後は、農地の集積やスマート農業の活用、集落営農組織の法人化、日本型直接支払制度等による農地の保全、地域資源を活かした取組を推進する必要がある。

【表】主要農作物の類別収穫（作付）面積

(単位：ha)

区 分	稲	麦類	穀類	芋類	豆類	工芸作物	野菜類	花木苗木	飼料作物	その他
-----	---	----	----	----	----	------	-----	------	------	-----

昭和 50 年	2,006	14	1	17	91	17	129	6	261	1
昭和 55 年	1,799	10	4	12	70	29	117	8	264	2
昭和 60 年	1,758	1	6	10	53	27	114	10	248	7
平成 2 年	1,530	1	6	10	59	17	103	9	307	13
平成 7 年	1,588	0	2	8	30	11	86	10	213	8
平成 12 年	1,128	—	37	3	14	11	48	8	—	3
平成 17 年	1,311	—	29	3	13	5	51	8	—	18
平成 22 年	1,228	—	47	3	12	2	72	8	—	2
平成 27 年	935	—	47	1	5	1	X	X	X	X

(注)平成 12 年・17 年・22 年は販売目的の作付面積で算出

【X】は数値が秘匿とされているもの

農林業センサス

【表】乳用牛・肉用牛の飼養農家数及び飼養頭数の推移

(単位：戸・頭・%)

区 分		昭和 60 年	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
				伸率		伸率		伸率		伸率		伸率		伸率
乳 用 牛	飼 養 農家数	48	39	▲18.8	31	▲20.5	21	▲32.3	19	▲9.5	26	36.8	14	▲46.2
	飼 養 頭 数	558	557	▲0.2	566	1.6	429	▲24.2	309	▲28.0	314	1.6	165	▲47.5
肉 用 牛	飼 養 農家数	1,439	1,213	▲15.7	866	▲28.6	494	▲43.0	303	▲38.7	225	▲25.7	158	▲29.8
	飼 養 頭 数	4,432	4,110	▲7.3	3,348	▲18.5	2,188	▲34.6	1,685	▲23.0	3,172	88.2	X	X

農林業センサス

(2) 農業の兼業化と高齢化

本町の農家戸数は、昭和50年の3,117戸から平成27年には1,489戸と1,628戸(▲52.2%)減少
する中で、第2種兼業農家数は、全農家数の74.1%に達している。以上のことから、農業の自立
経営が困難な状況がうかがえる。

また、農業就業人口も大きく減少し、昭和50年の5,369人から平成27年には1,666人と3,703人
(▲69.0%)と大きく減少している。年齢別農業就業人口の推移を見ると、50歳から59歳までの
階層で大きく減少している。このことは、圃場整備など土地改良事業を進めてきたが、担い手
の高齢化、離農、農業後継者不足等による農業従事者の減少、さらに耕作放棄地、遊休地の発
生等が拍車をかけたのが主な要因と思われる。今後についても農業就業人口の減少、高齢化の

進行、遊休農地の増加等が予測されている。

【表】農家数の推移

(単位：戸・人)

区 分	農家数（戸）				農家人口	農業就業人口		基幹的従事者数	
	総 数	専 業	1 種兼業	2 種兼業			65 才以上		65 才以上
昭和 50 年	3,117	155	1,169	1,793	14,168	5,369	5,369	652	168
昭和 55 年	3,042	236	790	2,016	13,563	4,707	4,707	1,180	195
昭和 60 年	2,956	269	459	2,228	13,235	4,378	1,370	2,342	520
平成 2 年	2,675	259	286	2,130	11,944	3,930	1,648	2,066	698
平成 7 年	2,574	266	299	2,009	11,168	3,498	1,919	1,657	809
平成 12 年	2,135	214	153	1,768	10,376	2,918	1,906	1,448	894
平成 17 年	1,903	245	182	1,476	8,033	2,671	1,865	1,753	1,269
平成 22 年	1,710	252	159	1,299	6,745	1,801	1,348	1,539	1,135
平成 27 年	1,489	303	83	1,103	5,467	1,666	1,327	1,401	1,145

農林業センサス

【表】年齢別農業就業人口の推移

(単位：人・%)

区 分	昭和 60 年	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	人数	人数	伸 率	人数	伸 率	人数	伸 率	人数	伸 率	人数	伸 率	人数	伸 率
16～19 歳	63	96	52.4	120	25.0	101	▲15.8	97	▲4.0	9	▲90.7	18	200
20～29 歳	119	55	▲53.8	26	▲52.7	36	38.5	40	11.1	10	▲75.0	11	10.0
30～39 歳	320	191	▲40.3	116	▲39.3	65	▲44.0	33	▲49.2	12	▲63.6	15	25.0
40～49 歳	440	292	▲33.6	226	▲22.6	141	▲37.6	86	▲39.0	22	▲74.4	18	▲18.2
50～59 歳	1,240	830	▲33.1	499	▲39.3	314	▲37.1	286	▲8.9	155	▲45.8	76	▲51.0
60～64 歳	826	818	▲1.0	592	▲27.6	355	▲40.0	264	▲25.6	245	▲7.2	201	▲18.0
65 歳以上	1,370	1,648	20.3	1,919	16.4	1,906	▲0.7	1,865	▲2.2	1,348	▲27.7	1,327	▲1.6
計	4,378	3,930	▲10.2	3,498	▲11.0	2,918	▲16.6	2,671	▲8.5	1,801	▲32.6	1,666	▲7.5

農林業センサス

【表】経営耕地規模別農家数

(戸・ha)

	総農家数	0.5 未満	0.5～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0 以上	備 考
昭和 50 年	3,113	734	1,003	962	340	74	

昭和 55 年	3,042	769	1,053	849	286	85	
昭和 60 年	2,956	741	964	800	320	131	
平成 2 年	2,675	595	963	726	262	129	
平成 7 年	2,574	591	905	683	250	145	
平成 12 年	2,135	316	893	571	212	143	
平成 17 年	1,903	317	841	449	175	121	
平成 22 年	1,727	307	733	387	156	144	
平成 27 年	1,489	246	622	335	154	125	

農林業センサス

(3) 生産基盤の整備と近代化

経営規模別農家数の推移を見ると、国営農地開発事業や農地流動化等による規模拡大、農業法人への農地集積により、昭和50年には74戸であった2.0ha以上のいわゆる大規模農家は平成27年には125戸に増えている。しかし、依然2.0ha以下の経営規模農家が91%と多数を占めている。

本町の農業は、横田地域における国営農地開発事業による経営規模の拡大と圃場整備事業等による生産基盤の整備、大型高性能機械の導入による作業能率の向上、省力化を推進するとともに、施設園芸、果樹など高収益作物の導入などによる経営の安定化を推進してきた。

しかし、米の生産調整、米価の下落、農畜産物価格の低迷などに加え、基盤整備に係る負担金の償還や流通経費の高騰、兼業化による生産機械設備への過剰投資など、現状では生産コストの低減には繋がっていないものと判断される。

このため、今後も効率的な経営と規模の拡大、近代化を図っていくためには、農地の集積や機械・設備の共同利用、農作業の受委託など、集落農業の実情に即した営農体制の構築・強化を積極的に推進しなければならない。

また、やる気のある農業者を認定農業者に認定し、国の制度事業を有効活用し、支援体制を整備する。他方では、経営感覚の高い能力を持った農家や生産組織など、企業的農業経営体の育成に努める必要がある。そして、これら農業経営体を中心に、農地の流動化を一層推進するとともに、営農指導や流通体制の整備などの経営支援システムの構築、そして後継者となる担い手の確保と育成が必要不可欠である。

本町は、有機質に富む肥沃な農地と昼夜の温度差等自然条件に恵まれ、銘柄米「コシヒカリ」を中心に「仁多米」の産地として知られており、仁多郡カントリーエレベーターの利用促進等により全国の主要産地間競争に負けないブランド化の確立を図ることで農家所得の向上と経営安定を目指す。今後もより一層の品質向上を目指した取組み強化と安全・安心など消費者ニーズに対応できる生産体制を整備する。

また、特産の菌床椎茸、施設野菜、果樹等についても生産基盤の整備と規模の拡大を進めることにより、農家所得の向上を図らなければならない。本町の基幹作物は水稻であり、施設野菜、椎茸、果樹と水稻を組み合わせる複合経営として今後、専業農家の育成と規模の拡大を図り農業所得の増大を図っていく。

（４）畜産

畜産は、本町の重要振興作目であり、肉用牛は増体・肉質とも優れ、その銘柄は現在「奥出雲和牛」として全国的にも高い評価を得ている。

最近の畜産経営の状況は、高齢化による飼養農家の減少、飼養頭数が減少する傾向にある。令和2年の新型コロナウイルスの影響を受けて市場価格が一時下落し、持ち直しつつある中、今後の先行きが見えない状況となっている。素牛を購入する肥育農家にとっては、枝肉価格が安定しない中であって非常に厳しい経営環境となっており、繁殖・肥育の経営力強化も検討されつつある。

今後も優良牛の選定や農家への技術指導を含めたサポートを行い、経営改善、生産性の向上と基盤確立に向けて優良雌子牛保留奨励対策事業、受精卵移植活用対策事業等、町独自の施策を積極的に推進し、生産性の向上と後継者の育成を図らなければならない。

本町においては繁殖基盤再生整備による奥出雲和牛の増頭対策を最重要課題として、近隣一市二町・ＪＡと連携して畜産農家の所得安定と地位向上を目指してきた。今後も優良基礎雌牛の保留導入事業、県有種雄牛の指定交配事業や受精卵移植事業及び全共出品対策事業の推進、又、町農業公社事業の有効活用など本町の畜産振興を推し進める考えである。

また、町営牧場や広域営農指導拠点施設の利活用を促進し、飼育管理指導、並びに低コスト生産に向けて、関係農家の組織的な研修会等を開催し、担い手の育成強化を図っていく。

（５）国営農地開発事業と開発営農

昭和48年より造成工事が始まった横田地域の国営農地開発事業は、20年の歳月を経て375ha

の造成を行い平成8年に完了し、そのうち畑地（植栽可能）の面積は272haであり農業経営基盤の拡大に大きな役割を果たしている。しかしながら、造成畑は風化花崗岩地帯にあり地力が極端に低く農作物の生産向上が進まない現状である。

これまで、土づくり対策について、各種の事業を導入してきたが、まだまだ作物栽培に適応出来る状態に至っていない状況である。土づくり対策についてはこれまで以上に早急に進めることが急務である。

一方、国営農地開発事業は事業期間の長期化と事業費の高騰により、総事業費は当初予定額より244億円増加し302億円となった。平成8年の事業完了に伴い、平成12年度より農家の元金に対する事業費負担金の償還が始まっている。町として、これまで償還額の軽減対策を講じ、担い手育成支援事業、平準化事業を導入し、助成金の支援と償還期間延長等の農家負担の軽減を図ってきており、平成29年度に農家の償還が終了した。

また、平成6年度より農業者インターン制度等国・県・町の支援制度を導入し、新規就農者の育成を図っており、これまで48名の受け入れを実施している。近年（H22～H27）では7名の新規就農者を確保して、一定の成果をあげている。

平成20年度から「横田国営農地再生プロジェクト」を立ち上げ、課題である遊休化農地の解消、営農の確立、農地の流動化、土地基盤の改良等、国・県と連携し積極的に取り組んでいる。

遊休化農地の解消については、地元建設業を中心とした農業参入企業への農地集積を図っている。

また、毎年多額の経営投資をしているこれら地元農業参入企業の営農支援については、地元経済及び産業の発展に繋がるものとして、農地再生整備はもとより、生産から商品開発、加工、流通・販路の確立に至るまでの総合的な支援を行っている。これらの取り組みによって、町合併後の平成18年に全体農地（272ha）の1/3となる90haあった作付休閑地を含む遊休農地が平成27年には27haと大幅に減少し、ここ10年間では63haが解消された。

今後も国営開発農地の有効活用を推進し、有利作物の研究開発及び作付奨励及び担い手農家への農地集積を行い、農地の再生利用と開発営農の確立に向けた支援が必要である。

2. 林業

令和元年度森林資源関係資料による本町の森林面積は30,595haと町面積の83.1%を占め、その9割余りが民有林となっている。

人工林の整備については、枝打ち・間伐など保育を必要とする森林が大半を占めており、木材価格の低迷、経費の高騰、投資資金の回転率の悪さなどから、総研・公社・町行分収造林地

以外あまり保育が行われていない状況である。

平成13年から斐伊川水系水源の森づくり事業、平成24年から荒廃林等再生整備事業を実施し、森林の持つ水源かん養及び国土保全機能を高め下流域の水資源の確保や、宍道湖・中海の水質保全を図るため、上下流自治体が一体となった整備に取り組んでいる。また、林地の有効利用や特用林産物の生産振興を図るため、特に仁多地域では、広葉樹の原木椎茸や菌床椎茸栽培用のオガコ生産に取り組んでいる。

オガコは、本町の特産品である菌床椎茸、舞茸等の原料になるため、安定供給が必要となっている。

将来においてもオガコの安定供給を図るため、昭和60年度以降の町行分収造林は、クヌギの広葉樹造林を進め、令和2年度末現在197.96haのクヌギ造林地が造成されている。今後も菌床椎茸等の増産に伴う原料確保のためにも適切な造林施策を図る必要がある。

また、林業従事者については他産業に比べ厳しい労働環境から、減少が進行している。このため、林道網の整備、機械設備の導入など生産基盤の整備による就労条件の改善、林業技術者の養成、森林施業の中核的役割を担う森林組合の基盤強化など担い手の育成確保を図り、優良材産出のための保育事業などを今後一層推進する必要がある。

さらに、県内では、大規模合板工場や木質バイオマス発電所への原木や燃料用木質チップの供給など木材生産への需要は高まっており、奥出雲町においても循環型林業を推進し、林業従事者の雇用拡大や地域の活性化につなげていく必要がある。

一方、地球規模での環境問題の意識が高まり、国土の保全、水源かん養、また貴重な動植物の保護といった公益的機能の維持・保全に加え、レクリエーションや森林浴といった健康づくりや観光面からも森林の持つ多面的な機能に対する期待が高まっている。間伐材の活用による新エネルギーの産業化、森林の適正な管理と多面的活用を図る必要がある。

3. 水産業

島根県内での内水面漁業対策として、昭和53年にアユ種苗生産施設が整備された。今後も県内産アユ種苗の供給を継続していく上で施設の更新等を行っていく必要がある。

4. 工業・産業

本町の工業は、古くはたたら製鉄に端を発し地場産業である雲州そろばんにより支えられてきた。高度成長期には、石油、製鉄、自動車産業といった重化学工業を中心に大都市への工業

集積が進み、地域経済の停滞が余儀なくされた。しかし、大都市への工業集積が公害問題等によって規制されるに至り、昭和47年に工業再配置促進法が施行されると、工場の地方分散の時代を迎えることとなった。

本町では、現在、8社の誘致企業があり従業員数は600人余りと、新規学卒者やUIターン者の地元雇用に貢献している。こうした誘致企業の立地により、製造品出荷額は順調な伸びを見せており、工業統計調査による総生産額は令和元年で約271億円に達している。しかし、企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況であり、新たな企業の誘致は難しい状況となっている。また、大手製造業の撤退による空き工場が問題となっていたが、貸し工場として活用する取り組みを行っている。

今後の算盤産業については、木工品を含めた新たな取り組みもみられるが、「そろばんの教育」効果をアピールして国内需要を喚起する一方、伝統産業としての産地機能を維持していく必要がある。また、木工芸については技術の高度化や人材の養成を行い、消費者ニーズに合った商品の開発を行うなど産地としての基盤を強化していく必要がある。

本町の工業は、小規模かつ零細な企業が多いが、その中には独自の高い技術を持つものもある。そこで異業種の交流を促進し、情報交流を密にし企業同士の協力関係や新たな雇用を生み出す場づくりに対する積極的支援が求められている。

【表】事業所数・従業者及び製造品出荷額等の推移（4人以上の事業所）

区 分	事業所数（事業所）	従業者数（人）	現金給与額（万円）	年間出荷額等（万円）
平成3年	98	1,908	406,798	1,597,413
平成5年	91	1,711	404,680	1,633,793
平成7年	87	1,607	416,036	1,738,761
平成9年	75	1,424	403,581	1,818,545
平成11年	75	1,473	441,999	1,999,247
平成14年	61	1,310	364,661	1,610,630
平成16年	59	1,311	384,685	1,597,573
平成18年	52	1,359	397,840	1,856,140
平成20年	54	1,252	407,678	2,293,954
平成22年	46	1,175	333,090	2,026,245
平成23年	44	1,114	334,590	2,116,686

平成 24 年	48	1, 123	333, 421	2, 453, 448
平成 25 年	47	1, 076	354, 837	2, 836, 798
平成 26 年	43	989	334, 250	2, 841, 389
平成 27 年	40	893	293, 071	2, 589, 824
平成 28 年	42	982	336, 484	2, 929, 121
平成 29 年	46	965	321, 026	2, 932, 818
平成 30 年	39	992	335, 160	2, 948, 436
令和元年	36	931	-	2, 715, 879

工業統計

5. 商業

本町の商圈は旧村単位の9つの商業集積地からなり、商店数の減少に伴い、従業者数、年間商品販売額の減少が続く厳しい状況となっている。

一方、近隣中核都市への大型店の進出により、消費購買力は流失している。また、モータリゼーションの普及、道路交通網の整備、消費者の商品に対する多様化、ニーズの変化などにより、町民の地元購買率は全般的に減少しており、商店経営は厳しい環境にある。

本町の中心商業地は旧町の中心地である三成地区と横田地区に立地しているが、後継者不足等により、新たな設備投資が行えず、古い経営体質から脱却できない店舗もあり、廃業も見られる。

また商店が広範囲に分散し商店街としての密度が低いため、中心商業地としての魅力に欠けている。しかし、横田地域の一部にあつては、都市計画事業の実施に伴い、中心部にあった複数の大規模小売店の国道沿いへの移転が終了し、新たな商業地を形成している。加えて、国道沿いの商店による商業活性化団体「R314横田あじわいロード」が結成され、エリアのイメージアップなどさまざまな集客の取り組みを行っている。また、こうした活動の中で消費者のニーズを的確に把握し、生産者へ情報のフィードバックを行っている。

今後は、消費者の動向を踏まえ、地域の特色のある新たな商品の開発・販売、共同利用施設の整備、小規模店舗の経営の近代化、駐車場の整備等々、消費者ニーズに対応した方策として施設に新しい魅力を付加し特徴付ける必要がある。

【表】小売業における商店数・従業者数・年間商品販売額及び売場面積の推移

(単位：店・人・万円・㎡・%)

区 分	昭和 60 年	昭和 63 年	平成 9 年	平成 14 年	平成 19 年	平成 24 年	平成 28 年
商店数	357	360	306	300	250	224	179
従業者	1,032	1,080	1,000	1,115	863	911	834
販売額	1,264,165	1,359,611	1,592,918	1,581,340	1,067,449	1,232,521	1,226,278
売場面積	12,662	12,334	16,208	16,802	17,792	12,577	10,599

経済センサス

6. 観光及びレクリエーション

近年、余暇時間の増大や国民の価値観、ライフスタイルの変化に伴い、単に見る観光から滞在型・着地型観光や農作業等の体験型観光、地域住民との交流や自然とのふれあいなど、来訪者の観光・レクリエーションに対する考え方、ニーズはますます多様化してきている。

斐伊川の源流をもつ本町は、島根県の東南東、奥出雲地方でも最奥部に位置し、鳥取県、広島県に接した中国山地に抱かれた豊かな自然を有している。また、神話ヤマタノオロチ退治発祥の地とされ、由緒ある伝統行事・芸能や神社仏閣と共に、たたら製鉄に関する資源や、雲州そろばんといった歴史的・文化的資源とそれらから形成された景観、自然を中心とした地域資源に恵まれている。

観光施設としては、仁多地域では、国指定名勝天然記念物である鬼の舌震、可部屋集成館、奥出雲多根自然博物館、たたら角炉伝承館、玉峰山森林公園、みなり公園、そして横田地域では、おろちループ、鉄の彫刻美術館、絲原記念館、奥出雲たたらと刀剣館、雲州そろばん伝統産業会館、稲田神社と豊かな自然景勝地や施設に恵まれているほか、亀嵩温泉「玉峰山荘」、斐乃上温泉「斐乃上荘」、佐白温泉「長者の湯」などの温泉施設も有している。

本町には豊かな自然や歴史文化に加え、たたら製鉄、そろばん、木工芸、わら細工、郷土料理といった伝統的技術や生活文化が多数現存している。また、都市部をターゲットにした集落や商店による観光農園や体験型ツアー、更にはインバウンドに対応した観光振興など新しい動きが出てきている。

今後は、既存の施設の再生といったハードに加え、こうした地域資源の価値の活用や各施設間の連携、また近隣自治体の施設とを有機的に連携させた周遊・広域観光ルートの設定など、一層のソフト開発を進める必要がある。その中でも、ＪＲ木次線の観光資源として運行されている「トロッコ列車奥出雲おろち号」は、令和５年をもって現行車両での運行終了がＪＲ西日本より表明され、これに代わる代替えの観光列車の存続が大きな課題となっており、後継車両

はもとより観光列車の存続について、ＪＲとの協議交渉を行っている。

国直轄管理の尾原ダムは平成24年3月に完成し、平成25年9月に策定した「尾原ダム水源地域ビジョン」に基づいて、ダム湖周辺施設の連携や各種イベントを開催するなどソフト事業を展開し、ダム周辺地域の活性化に取り組んでいる。

島根県において整備されたサイクリングコースやボート施設をはじめ、町内にある交流拠点施設など既存施設を有効活用しながら、さらなる交流人口の増加、斐伊川上下流域の住民交流の促進が期待される。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、観光旅行の形態が、団体から家族単位や小グループ又は個人へと変わる傾向にあり、観光資源や自然環境を活かした農泊をはじめ、体験型観光などの旅行商品の開発、家族や小グループといった少人数での利用可能な施設利用のニーズを受け入れるためのマイクロツーリズムの仕組みづくりとハード整備が必要である。

（２）その対策

１．農業

本町の農業振興については、農業の担い手となる認定農業者を育成しつつ、米・椎茸・そば・大豆・エゴマ・野菜や花卉等の具体的な地域振興作物を定め、農業生産者と町、そして県、ＪＡが一体となって、今後も引き続き取り組む。

本計画においては、本町農業の地域特性を十分踏まえつつ、具体的な振興施策に取り組むものとする。

（１）売れる農産物づくりと農業経営組織の育成

農業の振興発展を図るには、農地の荒廃化を防止し、農地の有効利用、特産品の開発や天候に左右されない施設栽培の推進、観光産業との連携等、付加価値の高い農業への転換を強力に進め、更に農業所得の向上のため、小規模農家や兼業農家の農地の流動化を可能な限り促進し、認定農業者など担い手農家へ集積していくものとする。

また、新しい農業の担い手としての農事組合法人、多様な形態の農業生産法人、その他組織経営体の設立を促し、個別農家も含めた経営感覚にすぐれた農業経営体の育成・強化に努めると共に、地域の特徴を活かした魅力のある持続可能な地域農業を目指していく。

一方、農業・農村に対する理解を深めるために、農業体験の機会を増やし、生産者と消費者、都市住民と農村住民、高齢者と若年者など多様な交流活動を推進すると共に、消費者へはより

積極的に消費拡大を促し、販売等流通展開を図っていく。

「仁多米」については、冷却装置を備えたカントリーエレベーターで、年間を通して粳のまま低温貯蔵し、品質を一定の基準で均一に管理すると共に出荷直前に粳すり、精米する「今摺り米」、平成16年度からは仁多郡産の酒米を使用した酒造事業を第三セクターで行っている。

平成20年度には仁多郡産もち米の加工施設を整備してもち加工・販売事業を推進しており、今後も農産物加工所整備等、産地間競争に勝てる特色のある「奥出雲仁多米」のブランド化の推進をより一層図ることが重要である。現在も消費者からの貴重な意見をあらゆる面に活かしながらシステムの強化を図っているが、今後も高品質で安全・安心な美味しいお米を消費者に届けられるよう積極的な事業展開を行う。

また、併せて区画整理や農道、農業用排水、暗渠排水、客土整備などの生産基盤整備を推進し、農業生産の向上を図る。

（２）菌床椎茸栽培等の普及、拡大

本町における人口定住の重点施策として、ＵＩターン者による新規就農者の確保により、菌床椎茸栽培をはじめ、水耕栽培等の栽培農家の普及・拡大とともに、施設の充実を図る。

また、椎茸栽培農家の担い手について、継続的な支援を行う。

これにあわせて、菌床椎茸、水耕野菜、舞茸等の集出荷体制の一元化と品質の均一性、共同作業、ラインの見直しなどを踏まえて施設整備を行う。

また、多様な消費者ニーズに対応した商品開発、安定的な生産を行うための技術開発など積極的に取り組む。

（３）環境にやさしい農業の推進

近年、消費者の『食』に対する意識の高まりから、農畜産物に対する安全や農村環境の保全など環境に配慮した農業を推進することが重要となっている。人と自然にやさしい農業を目指す環境保全型農業の一層の理解を図る必要がある。安全・安心して農業生産活動ができる環境の維持保全に心掛け、環境負荷の少ない農業経営の確立に努める。

また、家畜ふん尿処理対策の強化を図るとともに、農業用廃プラスチック・ビニール類の適正処理対策の強化や化学肥料及び化学農薬の適正使用、更には循環型農業の形成を図るために有機資源（堆肥）生産施設整備を促進し、家畜糞尿から良質な有機堆肥の生産と資源循環型農業を目指す。

この他に景観保全や自然環境や生態系に配慮した農村空間の創造など農業農村の持つ多面的機能の発揮を目指した自然と調和した環境にやさしい農業を推進する。

有機栽培や特別栽培（減農薬、減化学肥料）による農畜産物生産についても普及拡大を図るとともに消費者が求める農産物の安心・安全を確保するため、GAP（農業生産工程管理）の取り組みを推進する。

（４）開発営農の確立

国営造成された畑地での開発営農については、土壌熟化対策の継続や高度な栽培技術の修得が今後の課題となり、兼業農家の増加や高齢化等による労働力不足や担い手不足等が懸念される一方、認定農業者や地元農業参入企業による農地利用集積等、農地の流動化が進行しており、遊休農地が減少している。

開発営農確立対策として、引き続き土壌熟化対策、栽培技術の向上、新規作物の計画的導入及び生産普及拡大を図るために生産性の向上対策と参入企業等、新たな担い手への支援拡充を図ると共に開発営農の定着、消費者ニーズに即した農作物の生産及び加工品の開発と販路開拓に向けた6次産業化並びに農商工連携の取り組みを推進する。

今後も地元参入企業の開発農地への参入を積極的に促進し、遊休農地の解消と町内の雇用の場を確保する。

一方、後継者不足については、農業体験、研修、就農の支援、経営・技術・資金面のサポートを行うとともに、新規就農相談会等を積極的に開催し、就農者の募集・確保を図る。

横田1団地の奥出雲健康村総合農場施設は、新規農業者の研修や専門的研究施設としてフル活用し、本町の開発営農の拠点となるよう、技術指導等の体制強化を図る。

（５）地域内一貫経営による畜産振興

本町の肉用牛については、「第7系桜号」に象徴されるように優良牛の生産及び高度な育成技術を持ち、水稻と共に地域経済を支える農業の要として振興されてきた。

しかし、近年では飼養農家の高齢化・後継者不足や兼業農家の減少に加えて、生産コストの増嵩等により飼養農家戸数、飼養頭数共に減少傾向にある。

本町は近隣一市二町・JAで組織する雲南農業振興協議会において、平成26年度から奥出雲和牛の繁殖基盤再生強化による増頭対策を目指し、優良基礎雌子牛（繁殖牛）の導入やキャトルステーション事業など広域的連携支援事業を活用し、年次計画に基づき事業展開している。

現時点では新型コロナウイルスの影響により、子牛の市場価格が一時下落したが持ち直しつ

つある状況となっている。このような状況の中で和牛の産地として増頭維持に取り組んでいる。

又、今後は最新技術を駆使した和牛改良技術の向上とリース牧場、JA預託牛制度事業など有効活用することによって担い手育成強化や低コスト経営の実践による経営力強化を図り、高品質な『奥出雲和牛』のブランド化を一層推進する。

奥出雲和牛の生産基盤の維持拡大については、関係団体と連携を図り、繁殖育成牧場や肥育センターによる地元子牛の買い支えを行い、子牛価格の向上と畜産農家の経営安定に努める。

さらに、優良牛の確保については、優良雌子牛の積極的な地元保留による基礎雌牛群の整備を図ると共に、受精卵移植技術の活用による系統改良を支援する。

また、良質な堆肥を施用した資源循環型農業による「仁多米」の一層のブランド化を進めるため、堆肥センターの充実を図り、耕畜連携による畜産振興を目指す。

酪農については、国際貿易による輸入枠拡大の影響は避けられない中、飼養農家の高齢化と後継者不足により、酪農の将来的な維持が非常に危ぶまれる昨今、経営体質の改善強化を目的とした組織化による生産体制の再編が重要となる。将来にわたっては、法人化等の組織経営についても、早急に検討する必要がある。直面する課題として、担い手の育成、酪農ヘルパー事業の拡充による労働環境の改善、生乳の生産拡大と乳価の安定維持、乳質改善のための先進地（北海道）からの後継牛導入等があり、年次的な事業施策や対策等展開する。

2. 林業

「伐って、使って、植えて、育てる」の循環型林業を形成するため、林業就業者の一層の確保対策として、みどりの担い手育成基金助成事業による森林組合作業班の労働力確保に努めるとともに、林道、作業道、高性能林業機械の導入など生産基盤の整備による労働条件の改善を図る。

また、国土の保全、水源のかん養といった森林の公益的機能を維持するため、除伐、枝打ち、間伐などの施業を計画的に推進し森林の適正管理に努める。

そして、資源の適正な管理のもと木材販売活動強化を図る。多様化する市場や消費者ニーズに対応するための新商品の開発や付加価値化など新たな販売戦略を展開するとともに、地理空間情報やＩＣＴ等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の飛躍的な向上、需要に応じた高度な木材生産を可能とする「スマート林業」の推進を図る。

また、クヌギ等の優良広葉樹林造成の積極的な推進を図る。

一方、地域産出材のクラフト材料としての利用、レクリエーションの場としての活用など、

地域の産業、観光と結びついた森林の多面的活用についても取り組む。

特用林産物については、菌床椎茸、舞茸、エリンギ等きのこ類について、生産品質の向上及び安定的供給を図る。

また、豊富に賦存する木質バイオマス資源を活用することで、エネルギーの供給源となり林業を含めた産業の活性化や環境対策の効果が期待されるため、木質バイオマスエネルギー供給施設や利用施設の導入促進を図る。

3. 水産業

島根県内に整備されているアユ種苗生産施設の更新に対し、県内産アユ種苗の安定供給を図るために支援する。

4. 工業・産業

地場産業である雲州そろばんについては需要が頭打ち傾向にあり、生産の合理化、技術の高度化、販路の拡大等に取り組む必要がある。このため、生産技術の高度化のために生産者組織で実施する人材育成プロジェクトに対する支援を行う。また、算盤を通じた国際交流講座等を開催し、海外への算盤普及と販路拡大へ協力するほか、商工業の安定的な経営資金の確保に資するため預託金制度を継続する。

企業誘致については、空き工場の有効活用や広大な開発農地と関連した地域資源活用型の食品加工産業や先端技術型産業、研究開発型企业など今後の発展が大いに期待でき、若者に魅力ある産業の誘致と地場産業の育成強化に努めるとともに、地場産業、誘致企業を通じ集団化、協業化の支援を行う。また、情報通信環境の優位性を活かし、ソフト系IT企業等の誘致活動を推進するとともに、空き家等を利用したリノベーションにより、奥出雲らしい魅力あるオフィス環境を整備し、サテライトオフィスの開設、企業誘致を促進する。

また、たたらやそろばんなどの伝統産業から生み出される素材や製品を活かした新たな製品・サービスづくりや成長産業等、新分野への進出を支援するとともに、地域資源を活かし、医療・研究機関と連携した「ヘルスケア産業」への参入に向けた取り組みを推進する。

更に、金融機関や商工会等の関係機関と連携した支援体制を構築し、起業への支援を充実させるとともに、起業創業セミナー等を開催し、起業への機運醸成と第2創業などの新たな取り組みに対しても積極的に支援する。

5. 商業

魅力と賑わいのある空間創出と消費者ニーズの多様化に対応するため、地域と行政が協働し店舗の集約化、共同化、駐車場の整備など集客力の強化や買い物弱者を支援するとともに、社会資本整備総合交付金事業等により地域の住環境整備を行い、商圈内生活者だけでなく観光客等の流入者に対応した町づくりを進め、商業の活性化施策を推進する。また、商業振興の推進や小売店の存続に資するため、商店や空き店舗の改修や移動販売車の購入等の費用を助成する。

今後は、商工会等との連携を強化し、ソフト面での経営の充実や設備・施設の近代化、経営管理の合理化等による企業体質の強化促進も必要である。また、商工会を通じた経営改善事業等への支援、信用保証協会への出捐金等金融支援措置を継続していく。

6. 観光及びレクリエーション

近年、働き方改革など余暇時間や休暇取得の増加等が相まって、国民の価値観・ライフスタイルの多様化に伴い、観光パターンも、団体で著名な観光地をめぐり温泉地に泊まるといった物見遊山的観光から、家族・少人数グループによる目的意識を持った個性的な「見る」観光から「体験する、参加する」観光へと質的变化を見せており、今後もこうした傾向はますます浸透していくものと予想される。

そのため、多様化する観光ニーズに対応した体験型旅行プラン（農泊など）や魅力的な旅行商品の開発と質の高い接客の向上や標識の整備など受入対策はますます重要であり、パンフレット・案内標識等の多言語化等のインバウンド対策、各種イベントやインターネットなど多分野の連携に加え官民一体となったマイクロツーリズムに対応した取組みの推進を図る。

地域の自然、歴史、産業、郷土料理等の生活文化、昔話しや伝説の語り部、郷土芸能、郷土料理などあらゆる地域資源を再確認し、既存の観光施設との有機的な連携を図りつつ、これら関連施設の管理運営体制についても整備を進める。

本町の多くの観光資源を再度見直し、特色ある豊かな自然とその自然が生み出した景勝地を活かした観光整備はもとより、景観にも配慮した取り組みや施設の再整備を図る。

なお、整備においては自然環境の保護・保全に配慮するとともにバリアフリー化を推進する。

また、雲南広域連合、鉄の道文化圏などの広域的な取り組みを通じ、トロッコ列車などを活用した広域的観光ルートの設定や観光宣伝、イベントの実施など、より効果的な観光振興を図り、既存の観光拠点や施設のネットワーク化を図ることで観光客の回遊性と滞在時間の増加を促す。

また、雲南市、安来市とともに認定された日本遺産（「出雲國たたら風土記～鉄づくり千年が生んだ物語～」）である「たたら製鉄」の歴史や資源、また人々の営みを活かした旅行商品を開発し、景観や人々に光をあてた、都市から見た非日常が感じられる体験型旅行を提供する。

さらに、女性や高齢者等の観光需要や今後ますます需要が見込まれる都市住民との交流について、民間投資を誘導しながら、地域全体の受け入れ態勢の構築を進める。

尾原ダム湖周辺の活性化対策として、佐白地区交流拠点施設「佐白温泉 長者の湯」の運営をはじめ、各種イベントの開催や周辺施設との連携、景観整備などと合わせた多角的な活動を推進し、周辺地域の一層の活性化を図る。

（３）産業振興促進事項

（１）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
奥出雲町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

（２）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「第3章 産業の振興」「（２）その対策」及び「（４）事業計画（令和3年度～7年度）」のとおり。

目標（指標）

重要業績評価指数（K P I）	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）
主要農産品販売額（JA 取扱分）	97,113 万円	100,000 万円
木材出荷量	6,500 m ³	7,000 m ³
製造品出荷額	293 億円	300 億円
粗付加価値額	116 億円	118 億円
観光入込客延べ数	702,068 人	880,000 人

(4) 事業計画〔令和3年度～7年度〕

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農村地域防災減災事業（ため池等整備事業） 矢入原ため池 堤体工1式、堤長112m	島根県	
		農村地域防災減災事業（ため池等整備事業） 黒竹ため池 堤体工1式、堤長38m	島根県	
		農村地域防災減災事業（ため池等整備事業） 用心池ため池 堤体工1式、堤長49m	島根県	
		農村地域防災減災事業（ため池等整備事業） 宮の谷池ため池 堤体工1式、堤長44m	島根県	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 真谷下地区他 ため池改修	奥出雲町	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 川東水路改良	奥出雲町	
		耕作条件改善事業 角地区 区画整理 3.4ha	奥出雲町	
		耕作条件改善事業 福頼地区 区画整理 5.0ha	奥出雲町	
		農業基盤整備促進事業	奥出雲町	
		<u>農地利活用促進体制整備事業</u>	<u>奥出雲町</u>	<u>追加 R7.3</u>
		<u>死亡獣畜処理運営協議会負担金</u>	<u>奥出雲町</u>	<u>追加 R7.3</u>
	林業	町行分収造林事業	奥出雲町	
		斐伊川水系水源の森づくり事業	奥出雲町	
		森林環境保全事業	奥出雲町	
		保全松林健全化整備事業	奥出雲町	
		民有林整備事業 荒廃森林等再生整備基金協定事業	奥出雲町	
	(3) 経営近代化施設 農業	育苗施設整備事業	奥出雲町	

林業	仁多米振興施設整備事業	奥出雲町	
	堆肥センター施設整備事業	奥出雲町	
	堆肥センター備品整備事業	奥出雲町	追加 R7.3
	横田第2繁殖育成センター繁殖牛舎等改修事業	奥出雲町	
	横田繁殖育成センター施設維持改修事業	奥出雲町	
	町営放牧場整備事業	奥出雲町	
	粗飼料自給体制整備事業 飼料生産機材等整備補助	奥出雲町	追加 R6.3
	開発農地管理体制整備事業 開発農地管理用機械整備補助	奥出雲町	追加 R6.3
	林業機械作業システム整備事業 高性能林業機械購入補助	仁多郡森林組合	
(4) 地場産業の振興			
生産施設	特用林産施設整備事業 榎木センター設備改修、栽培ハウス管理システム導入ほか	奥出雲町 第3セクター ほか	
	特用林産施設整備事業 舞茸奥出雲直売所駐車場整備	奥出雲町 第3セクター ほか	
(5) 企業誘致			
	貸工場整備事業 三沢貸工場改修	奥出雲町	
	サテライトオフィス整備事業	奥出雲町	追加 R7.3
(9) 観光又はレクリエーション			
	山村振興施設（ヴィラ船通山）改修事業	奥出雲町	
	サイクリングターミナル改修事業	奥出雲町	
	伝統産業会館改修事業	奥出雲町	
	鬼の舌震い遊歩道 恋つり橋他点検診断・遊歩道修繕	奥出雲町	
	たたらと刀剣館設備改修事業	奥出雲町	
	佐白地区交流拠点施設改修事業	奥出雲町	追加 R7.3
	グランピング施設整備事業 玉峰山荘森林公園内へのグランピング施設整備	奥出雲町	

	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	開発農地振興事業 そば振興、開発農地振興等	奥出雲町	
		特産振興事業 有機エゴマ栽培拡大支援等	奥出雲町	
		仁多米振興事業 仁多米振興支援、仁多米給食推進等	奥出雲町	
		畜産振興事業 肉用牛優良繁殖基礎牛保留対策、酪農支援等	奥出雲町	
		森林保全活動事業 森林保全巡視活動等	奥出雲町	
	商工業・6次産業化	特用林産振興事業 特用林産物販売促進支援、関連技術開発等	奥出雲町 第3セクター ほか	
		商工観光振興事業 観光振興活動、イベント開催補助等	奥出雲町 商工会 観光協会ほか	
		商工業活性化事業 小規模事業者継続支援、産業創出事業等	奥出雲町 商工会ほか	
	観光	斐伊川サミット振興事業	奥出雲町ほか	
	その他	産業人材確保支援事業 医療介護職等の雇用促進、産業人材育成のための資格取得費助成等	奥出雲町	
		農業遺産活用事業 協議会活動助成等	奥出雲町 協議会ほか	
		農家民宿等支援事業	奥出雲町	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

奥出雲町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

施設の重要度や劣化状況に応じて、計画的な改修・更新、共用廃止といった措置を適切に図る。維持管理・修繕・更新の実施により機能を維持していくとともに、長寿命化や維持費の低減・標準化に取り組む。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

1. 情報化の促進

本町においては、産業振興や人口定住を促進する上で都市圏との時間や距離の遠隔が大きなハンディキャップとなっているが、情報ネットワークの進展は、地域間の情報交流を推進し、都市圏との格差是正や新たな産業の創出など、地域振興や経済発展に大きな影響を与えている。

情報通信ネットワークシステムの整備については、平成 19 年度に全町光ファイバー網を構築し、CATV、高速インターネット、告知放送、IP電話のサービスを開始しているが、施設や設備の老朽化対策に併せ、今後導入される新たなサービスへの対応や防災時には重要情報伝達手段として活用が見込まれることから、設備やシステムの高度化等を図る必要がある。

さらには、高度情報化社会の到来に伴い、近年のインターネット通信においては、大容量通信を必要とするコンテンツが増えてきており、地域間格差の解消という観点からも、本町でも高速かつ安定した通信環境の整備が求められている。また、平成 21 年度からテレビ電話を活用し、高齢者等の生活サポート、見守りを行っているが、現状に合ったサービスを提供できるよう、ソフト面の強化や運用の見直しが課題となっている。

携帯電話の不通地域については、未だエリア化されていない地域のエリア化、携帯電話の 3G サービスが終了した後の対策や次世代移動通信システム(5G)など新たな通信システムについても、都市部と同様に早急な普及が求められている。なお、避難所や観光施設の公衆無線LAN整備を実施しており、災害時を含めた情報化にも引き続き努めていく必要がある。

行政の情報化については、これまで行政事務の効率化を目的に、税務・住民票等定型業務の電算システム化を進めてきた。同時に町民サービスの向上を目的に、政府が進める自治体DXを推進し、各種申請届出書や公共施設の予約の電子化など着実に進めていく必要がある。

一部の業務では、近隣市町村と共同で事務を行うための情報ネットワーク網の整備を行ったが、今後さらにシステムの共同利用やクラウド化の促進を行っていく必要がある。

情報通信については、平成 30 年度にホームページの更新を行っているが、SNS等の様々な情報提供手段の普及に伴い、更なる情報発信が求められている。

近年、情報通信技術は急速に発展・普及しており、これに対応した基盤整備が求められている。本町においても地域情報化の方向性を明らかにし、広域的な連携も図りながら情報通信機能の強化・充実に努め、高度情報化社会に対応した地域づくりを推進する必要がある。

（２）その対策

１．情報化の促進

過疎地域における情報通信基盤の整備は、地理的不利性からくる時間距離の制約や非効率などの問題を克服し、日常生活はもとより産業面、教育面、保険医療面、防災面など様々な分野で変革をもたらし、このＩＣＴ／ＩＯＴの利活用が新たな可能性を切りひらく手段として期待されている。

情報通信ネットワークについては、町内全域に光ファイバー網による情報通信基盤の整備を行っているが、日々進歩する情報通信技術において、高度化、多様化する住民ニーズに対応できるソフト事業、システムや施設設備の更新・強化の整備を進め、高速かつ安定した通信環境を整備し、情報化レベルの向上を図りながら、観光・産業・教育等あらゆる分野でＩＣＴ／ＩＯＴの利活用を促進する。テレビ電話においては、高齢者等の生活サポート、見守りを継続するための維持管理を行っていくと同時に、ソフト面の強化及び現状に合った運用の見直しを図る。

また、携帯電話サービスは、民間事業者の基地局整備を促進し、町内通話エリアの拡充を進め、次世代移動通信システム（５Ｇ）など新たな通信システムの普及についても官民連携した取り組みを進める。公衆無線ＬＡＮサービスについては、引き続きスポットの追加やアプリケーションの強化、通信の安定化及び高速化、災害時を含めた情報化などにも努める。

行政の情報化については、行政サービスの高度化と利便性の向上に向けて、手続きのオンライン化を推進し、マイナンバー制度や自治体ＤＸ等に対応したシステムの構築を図り、併せて情報セキュリティ対策を行いながら、町民が安心してデジタル技術を活用できる環境の整備を図る。さらに、職員の情報活用能力の向上に努め、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）などを活用し、システムの共同利用やクラウド利用などを推進しながら、公共団体の情報共有も図りつつ、事務の効率化・迅速化を促進する。

情報発信については、ホームページやＳＮＳ等を活用し、積極的な情報発信とサービス提供に努める。

目標（指標）

重要業績評価指数（ＫＰＩ）	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）
町インターネット加入率	44.0%	46.0%

(3) 事業計画〔令和3年度～7年度〕

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等 有線テレビジョン放送施設 ブロードバンド施設 その他	情報化のための施設		
		情報通信施設整備事業 情報通信センター機械設備整備 (放送系設備等)	奥出雲町	
		情報通信施設整備事業 情報通信センター機械設備整備 (GE-PON等)	奥出雲町	
		情報通信施設整備事業 情報通信協会局舎改修	奥出雲町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

奥出雲町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

都市圏との格差是正、新たな産業創出、防災減災などに期待される地域の情報化については、施設・設備の維持管理・修繕・更新の実施により機能を維持するとともに、システムの高度化、共同利用やクラウド化を促進する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保



(1) 現況と問題点

1. 国・県道等の主要幹線道路の改良整備

交通体系の確保は、産業、雇用、教育、医療等の基礎となるものであり、特に本町においては、地形、気象等の自然的・地理的条件が厳しく、遠隔な立地条件のため、日常生活圏が広域化せざるを得なくなっており、交通体系の確保は過疎地域自立促進の基本的条件である。

本町は、鳥取県、広島県と接する島根県の東南東に位置し、中国縦貫自動車道東城 IC、三次 IC、庄原 IC からそれぞれ約 1 時間、県都松江市へは 1 時間以内の距離にある。

国・県道をはじめとする基幹的道路網は、住民の生活基盤としてはもとより、産業基盤さらには交流社会の基礎的な基盤としても極めて重要な役割を担っている。

町内には国道 314 号と国道 432 号が通り、国道 314 号は、坂根・三井野原間が未整備であったため山陽方面からの大型車、バスの通行が不可能であったが、平成 4 年 4 月の「奥出雲おろちループ」の開通によりこれが可能となり、産業、観光面で大きな効果が現れている。国道 432 号については、平成 13 年阿井地内が改良され広島県への短縮が図られた。

県道については、逐次道路整備が進められているが、急勾配、急カーブ等未改良箇所も多く、安全な交通手段の確保及び社会経済活動等地域振興のため、早急な道路整備が必要となっている。

また、松江自動車道や中国自動車道及び米子自動車道などの高規格道路の開通により、県及び他市町との連携のもと、アクセス道の整備の必要性が一層高まってきている。

【表】国・県道の整備状況

令和 2 年 4 月 1 日現在（単位：m・％）

路線名	実延長	改良		舗装		備考
		延長	率	延長	率	
国 道	55,853	55,853	100.0	55,853	100.0	
主 要 地 方 道	62,951	48,215	76.6	61,034	97.0	
一 般 県 道	47,582	29,753	62.5	47,582	100.0	
合 計	166,386	133,821	80.4	164,469	98.8	

2. 町道・橋梁の改良整備

本町の町道は、住民の利便性の向上や集落間の連絡、生活環境の改善等を目指して整備されてきたが、近年では国・県道や農業近代化施設、事業所などを結ぶ産業振興道路としての重要性が増している。

幹線道路である 1・2 級町道については、過去の過疎対策で積極的に取り組んだ結果、改良率、舗装率とも 92%を上回っているが、住民生活に直結するその他町道については、改良率 55.3%、舗装率 64.8%と依然、未改良未舗装区間を多く残している。特に、緊急自動車が進入できない路線も多数あり、住民生活の安定と地域の活性化を推進する上で、長期的かつ総合的に改良整備する必要がある。

また、改良済の幹線区間においても急速な交通量の増大、大型車両の増加に伴い、特に冬期間における交通に支障が生じており、2 車線化などの二次改良の必要がある。

一方、道路新設等に伴い町道の総延長は 546km に達しており、今後の維持管理が重要な課題となっている。

平成 24 年 12 月 2 日に発生した「中央自動車道上線 笹子トンネル天井板落下事故」を起因として、既存の社会インフラの老朽化対策の必要性が議論され、この結果平成 25 年 6 月に道路法の改正が行われ「点検基準の法定化」がなされた。

改正道路法に基づき、平成 26 年 3 月に「定期点検に関する省令・告示」の公布が行われ、「5 年に 1 回の定期点検の実施」「近接目視による点検」が義務付けられ、平成 26 年 7 月に施行された。

本町には、改正道路法による定期点検の対象となる施設としては、道路橋 442 橋 道路トンネル 1 本が令和 2 年度において存在する。

この間、地方自治体の取り組み支援のための「道路メンテナンス会議」が各県単位で設立されるとともに、定期点検の実施のための具体的な方法を定めた「定期点検要領」が示された。

これらを踏まえ、点検が義務付けられた施設については年次的点検計画を定め実施するとともに、点検結果に基づく長寿命化対策を施す必要がある。

また、道路の路面や法面等の道路ストックについても、施設の安全安心な利用を確保するため、これまでと同様に路面性状調査や法面点検、更には道路付属物の点検を計画的に実施し、老朽施設への対策を実施する必要がある。

【表】町道の整備状況

令和2年4月1日現在（単位：m・％）

道 路	実延長	改 良		舗 装		備 考
		延 長	率	延 長	率	
1級町道	55,883	52,502	93.9	55,638	99.6	
2級町道	41,463	37,918	91.5	38,839	93.7	
小 計	97,346	90,420	92.9	94,477	97.1	
その他町道	448,705	248,073	55.3	290,914	64.8	
合 計	546,051	338,493	62.0	385,391	70.6	

注：幅員5.5m未満も含む

道路等の現況調書

3. 農林道の整備

農道の整備は、本町の基幹産業である農業の振興に加え、生活の利便性を確保するうえで重要な課題である。

農道は、県営事業で広域農道をはじめ、農免農道、一般農道、土地改良総合整備事業及び市町村営で団体営農道、土地改良総合整備及び各種補助制度を導入し重点的に事業を進めてきた。

圃場整備で新設した支線農道及び耕作道は、幅員4.0m未満のものが多く、大型機械の搬出入等が困難である路線が多い。なお、集落間農道については、計画的な整備が必要である。

しかし、国営農地開発事業については、農地造成に伴い、ほ場と集落や幹線道路を結ぶ道路網の整備が図られ利便性がよくなっている。

一方、林道については、森林面積が83.1％に達している本町では、森林資源の確保を図るため林道の新設・改良を進め、担い手不足の山林管理を効率化することとなり、ひいては森林の適切な整備・保全にもつながる。また、UIターン者の有効な職場の誘導にも繋がり、今後積極的に進めていく必要がある。

なお、橋梁やトンネル施設、路面や法面等の道路ストックについては、定期点検等の結果を踏まえ、安全安心な利用を確保するため、長寿命化対策等を実施する必要がある。

4. 交通確保対策

昭和12年に全線開通したJR木次線は、町内に出雲八代、出雲三成、亀嵩、出雲横田、八川、出雲坂根、三井野原の7駅を有しており、住民の生活交通手段として運行されている。

また、平成10年からはトロッコ列車「奥出雲おろち号」が運行され、観光需要を喚起しているが、マイカーの普及と沿線住民の人口減により、利用者は依然減少傾向にある。

木次線は、少子・高齢化や人口減少が続く本町において、通勤・通学・通院など日常生活上、交通手段として役割を果たしており、重要な路線である。

沿線地域の活性化の核として、将来にわたり鉄道を維持存続させるため、地域から鉄道を支え利活用についても改善を図っていく必要がある。

また、老朽化の著しい駅舎については、改修・改築及び周辺整備を行うことで地域の活性化の拠点となることが期待される。

路線バスについては、第3セクターである奥出雲交通（株）が57系統を運行している。一律運賃方式で運行しているが、不採算路線を多く抱えている。旧仁多郡二町の合併によって運行エリアが広域化し、今後ますます高齢化が進行する中、町民の生活交通手段として更なるサービスの拡充が求められている。

今後更に交通弱者は増えることが予想されるので、将来を見据えた住民の利便性向上のための各種対策を調査・検討していく必要がある。

また、冬季間の大きな交通の支障になる積雪対策についてもきめ細かな取組みが必要となる。

（２）その対策

１．主要幹線道路の整備

近年の地域住民の生活圏域と経済活動の広がりや都市交流などにより、交流人口は今後ますます増大するものと予測されるとともに、町外からの勤務者も多く、道路網の整備とモータリゼーションの発達により住民の生活圏はますます広域化している。

そのため、県都並びに主要都市へのアクセス道など広域的な主要幹線道路の整備が重要となっている。

町内の主要幹線である国道については、これまで拡幅改良が計画的に進められ事業の進捗を見ているが、一部幅員の狭い箇所も残っており、更に通勤・通学等の利便性と交通安全対策を図るため、早期に全線においての拡幅改良が望まれる。

一方、松江市へのアクセス道路として重要な玉湯吾妻山線を始め、横田多里線など、主要地方道5路線について引き続き未整備区間の早期整備を要望する。

大仁広域営農団地農道については、町の東部から県都松江市への最短ルートであるため、利用者が多く、特に冬季間の交通確保のための改良整備を働きかけていく。

松江自動車道については、今後インターチェンジへのアクセス道路の整備を県及び関係市町並びに整備改良促進期成同盟等と連携を密にし、推進していく。

２．町道・橋梁の整備

町道の整備は、地域住民の利便性の向上、生活環境の改善等とともに、地域の産業・経済の発展に欠くことのできない重要な課題である。

特に、中国山地の麓に位置している本町においては、地形的条件に恵まれていないため、道路の改良整備には多額の経費と年月を要するが、限られた財源の中で有効かつ効率的な制度事業の導入と国・県道等幹線道路の整備との整合性を保ちながら計画的な改良整備を図っていく。

１・２級の幹線町道については、未改良区間の整備を急ぐとともに交通量の増大、車両の大型化に対応した２車線化、歩道の設置など二次改良を進める。

その他町道については、住民生活の安定と地域の産業振興に密接に関連した路線を中心に整備を進める。

道路橋梁、道路トンネルについて年次的な点検実施計画を策定し、その計画に基づいた点検を実施していく。点検計画については、各年度の点検実施状況及び点検結果を踏まえ、点検計画の見直しを行い効率的な点検の実施を図っていく。

点検実施については、対象施設の構造や規模に応じて実施方法（直営・委託）を精査し、経

費の縮減に努めていく。

点検により各施設の健全度評価を県等の助言を受けながら行い、その評価に基づく適切な改修計画を立案し実施することにより施設の健全性を確保し、安心安全な施設利用を図っていく。

また、路面や法面等の道路ストックについては、路面性状調査や法面点検等の結果を踏まえ、施設利用者に対する安全性・緊急性等を判断し、適切な改修を実施することにより、利用者の安全を確保する。

3. 農林道の整備

計画的な農道整備を進め、農林産物の生産拡大と流通の合理化を図る。

本町の豊富な森林資源の有効活用と森林の適正管理を目指した林道整備を進め、農林産物の生産拡大を図る。

なお、橋梁やトンネル施設、路面や法面等の道路ストックについては、定期点検等の結果を踏まえ、利用者に対する安全性、緊急性等を判断し、適切な改修、修繕を実施する。

4. 交通確保対策

仁多地域は三成地区、横田地域は横田地区を中心にそれぞれ東西南北広範囲に集落が点在し、公共交通機関は通学、通院、買い物など生活に直結する重要な生活交通手段であり、高齢化が進む中で、将来にわたって維持確保に努めなければならない。

JR木次線は、地域の住民生活にとって欠くことのできない路線であり、将来とも本町の7駅の維持存続のため、人の集まる駅をめざして、駅舎の整備と鉄道利用状況の改善等を図る。

また、木次線利活用推進協議会を通じ、学校行事での利用に対する補助、イベント列車の運行等により利用促進を図っていくとともに、観光客の利用に向けた対策を図っていく。

路線バスについては、交通空白地域・不便地域の解消に向け、地域の実情にあった運行形態による生活交通の確保を図り、町民の生活交通手段の確保に努める。

また、路線バスは交通弱者である高齢者の利用率が高く、学生や高齢者にとって今後とも必要な「足」であり、乗降に伴う負担軽減を図るため、低床バスの導入整備、車両施設を逐次更新していく。さらに、冬季間は積雪や凍結により通勤や通学、経済活動などに大きな影響が出ないように除雪対策など設備の充実や体制づくりを進める。

目標（指標）

重要業績評価指数（K P I）	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
町道の改良率	61.8%	61.9%

(3) 事業計画〔令和3年度～7年度〕

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路			
		道路新設改良・三沢山根線（小寄八幡工区） L=500m W=7.5m	奥出雲町	
		道路新設改良・三沢山根線（八幡工区） L=720m W=7.5m	奥出雲町	
		道路新設改良・郡三成線（里田工区） L=1,580m W=7.5m	奥出雲町	
		道路新設改良・郡三成線（郡工区） L=888m W=7.5m	奥出雲町	
		道路新設改良・高尾線（上高尾工区） L=1,340m W=7.5m	奥出雲町	
		道路新設改良・高尾線（尾白工区） L=1,270m W=7.5m	奥出雲町	
		道路新設改良・湯ノ原線（角木工区） L=1,471m W=7.5m	奥出雲町	
		道路新設改良・湯ノ原線（湯の原工区） L=400m W=7.5m	奥出雲町	
		道路新設改良・下馬中条線（横田中村工区） L=960m W=9.25m～11.5m	奥出雲町	
		道路新設改良・福頼線（福頼第2工区） L=828m W=6.0m	奥出雲町	
		道路新設改良・蔵屋福頼線 L=260m W=6.0m	奥出雲町	
		道路新設改良・亀ヶ市線（亀ヶ市工区） L=860m W=5.0m	奥出雲町	
		道路新設改良・梅木原西湯野線 L=940m W=5.0m	奥出雲町	
		道路新設改良・要害山線（要害山工区） L=600m W=5.0m	奥出雲町	
		道路新設改良・角川端線ほか1路線 L=664m W=5.0m	奥出雲町	
		道路新設改良・金原線（石原工区） L=406m W=5.0m	奥出雲町	
		道路新設改良・鹿谷線 L=406m W=5.0m	奥出雲町	追加 R7.3
		道路ストック総点検（調査・点検） 路面性状調査 L=285km 法面調査 N=150箇所	奥出雲町	
		道路ストック修繕（舗装） 対象路線 N=363路線	奥出雲町	

橋りょう	道路ストック修繕（法面） 法面修繕対策箇所 N=150 箇所	奥出雲町	
	道路整備事業 （都市構造再編集集中支援事業）	奥出雲町	追加 R7.3
	トンネル修繕 トンネル点検 N=1 基（L=260m）	奥出雲町	
	トンネル修繕 トンネル修繕 N=1 基（L=260m）	奥出雲町	
	災害防除事業・大曲下線ほか落石対策 実施予定延長 L=270km	奥出雲町	
	道路修繕・三沢線ほか（区画線）	奥出雲町	
	道路修繕・角六日市線ほか（防護柵）	奥出雲町	
	橋梁修繕 対象橋梁 N=442 橋 補修設計 N=1 式	奥出雲町	
	橋梁点検 対象橋梁 N=442 橋	奥出雲町	
(2) 農道			
	農道新設・上三所中村農道 L=890m w=5.0m	島根県	
	大仁農道改修事業	奥出雲町	
	農村地域防災減災事業（地域防災機能 増進事業） 大仁地区農道改良 路床改良工 2 箇所、擁壁工 1 箇所	島根県	
	農村整備事業（計画策定等事業） 奥出雲（橋）地区 橋梁点検 11 橋 （L=15m 以上）	奥出雲町	
	農村整備事業（強靱化型） 大仁（橋）地区他 橋梁修繕	奥出雲町	
	農村整備事業（計画策定等事業） 大仁トンネル地区 点検・機能診断	奥出雲町	
(3) 林道			
	林道改良事業・小峠線 法面保護工	奥出雲町	
	林道修繕・小峠線防護柵 対象延長約 520m	奥出雲町	
(6) 自動車等			
	自動車 公共交通施設整備事業 路線バス等	奥出雲町 第3セクター	
(8) 道路整備機械等			
	雪寒機械購入事業 除雪ドーザ、車庫	奥出雲町	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業			

	公共交通	J R木次線利活用推進事業 協議会負担金、活性化イベント助成 等	奥出雲町 協議会ほか	
--	------	--	---------------	--

	(10) その他			
		道路整備事業 52 条負担金	島根県	
		県営橋りょう整備事業負担金	島根県	
		除雪対策事業	奥出雲町	
		交通安全施設整備事業 カーブミラー等	奥出雲町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

奥出雲町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

道路や橋梁、道路除雪機械など社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として重要な役割を担っており、個々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、公共施設等の管理・修繕・更新などを計画的に推進する。路面や法面等の道路ストックについては、路面性状調査や法面点検等の結果を踏まえ、利用者の安全性・緊急性等を判断し、適切な改修を実施する。

6. 生活環境の整備



(1) 現況と問題点

若者をはじめとする定住を促進するためには、新しいライフスタイルにふさわしい住宅整備や基礎的な生活環境の整備が不可欠である。

下水道施設や上下水道は都市部と比較して大きな格差があったが、長年の整備の結果、全国平均並みの普及率に達している。

これらは、環境に対する負荷の軽減や保健衛生面における最低限のインフラであり、人口減少により料金収入の減少が見込まれる中であっても、年次的に施設の更新・改良を進め、将来にわたり安定した運営を維持していく必要がある。

1. 上水道の確保

快適な生活環境を維持するため、上水道の整備は必要不可欠なものである。

平成29年4月より簡易水道施設15ヵ所を上水道施設に集約し、会計を公営企業会計へ移行して、経営基盤の強化を図っている。

水道普及率は98.7%であるが、経年劣化による浄水施設等の老朽化、法定耐用年数を超える管路の更新率が低い状況にある。年次的に施設の更新・改良を進め、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していく必要がある。

【表】上水道施設の概要

令和3年3月31日現在（単位：人・件・m³）

区分 施設名	給水開始	計画給水 人 口	現在給水 人 口	給 水 戸 数	日最大 給水量	備 考
奥出雲町上水道	平成 29 年 3 月	11,366	11,545	4,746	5,763	

2. 下水道施設等

地球環境の保護意識の高まりや生活環境の整備という見地から生活雑排水のクリーンな処理とトイレの水洗化が重要視されており、また、河川・湖沼の水質汚濁が叫ばれる中、宍道湖・中海に注ぐ斐伊川の最上流に位置する本町にとっては、下水道施設の維持は喫緊の課題となっている。

仁多地域においては、平成３年度より農業集落排水事業が阿井地区で着工されたのを皮切りに、平成６年度には三成地区の公共下水道事業に着手し、平成８年度には阿井地区、平成１１年度には布勢地区、平成１４年度には三成地区、亀嵩地区が、平成１６年度には三沢地区が完成したところである。また、浄化槽の設置は令和３年３月末現在 729 基となっている。

一方、横田地域では、平成３年度より農業集落排水事業が馬場地区にて着工され、平成５年度には古市地区、平成８年度には八川本郷地区、平成９年度には三井野地区、平成１４年度には鳥上地区、平成１５年度には馬木地区とそれぞれ整備したところである。横田市街地では都市計画事業に合わせて平成７年度から公共下水道事業に着手し、平成１２年度末より供用開始をしている。浄化槽の設置は令和３年３月末現在 434 基である。山間部の過疎地域の特徴として浄化槽設置対象が多い上、その普及率も 81.8%であり、引き続き普及の推進を図ることが必要である。

３．し尿及びごみ処理対策

本町の公共下水道、農業集落排水処理及び合併処理浄化槽等を除くし尿処理は、雲南広域連合で共同処理されている。

ごみ処理（一般廃棄物処理）については、可燃物・不燃物とも奥出雲町一般廃棄物処理基本計画に基づき実施している。

可燃物処理については、仁多可燃物処理センター（可燃物焼却施設）で焼却処分している。平成14年度にダイオキシン類規制強化のための大規模改修を実施し、焼却能力は20t/日（8時間）であるが、20年が経過していることから焼却能力は低下傾向にある。

不燃物処理については、平成11年度から仁多クリーンセンター（不燃物処理施設）にて処理を実施しているが、稼働から22年が経過しており老朽化が進んでいることから早急な対応が必要である。

最終処分場については、平成22年度に埋立処分場を確保するために嵩上げ事業を実施したが、令和3年度当初時点で約8割の埋立が完了しており、新たな施設の建設に向けた計画を行う必要がある。

このような状況であることから、同様な状況にある雲南市・飯南町事務組合と連携して、令和2年度より3市町共同で次期可燃ごみ広域処理施設整備の調査研究に着手した。次期施設は令和14年度の供用開始を目標としている。さらに、最終処分場についても残余量が満了する見込みを受け、新たな施設計画を進める必要があるが、3市町共同で進める次期可燃ごみ広域処理施

設整備に併せた一体的検討により、効率の良い運営を目指す必要がある。

4. 消防防災施設の整備

地域住民の生命・財産を災害から守るとともに、災害を未然に防止することは、自治体に課せられた基本的な使命であり、火災時における消火活動はもとより予防・救急・救助・防災などその使命は多岐にわたっている。

本町における消防・防災活動は、地域住民の協力のもと消防団による非常備消防体制がとられてきたところである。しかし、人口の減少による消防団員の不足や町外勤務者の増加による常時出動可能な消防団員の減少、社会経済情勢の進展に伴う防火対象物や危険物施設などの増加による消防技術の複雑化、高度化に対処するため、平成3年度に広域消防組合に加入し、仁多分署を設置し消防力の強化を図ったところであり、現在は、雲南広域連合で共同処理を行っている。非常備消防体制は、現在9分団、46部で編成し、団員数505名で組織している。

消防施設の整備については、機動力のアップのため小型動力ポンプを順次積載車化してきたところである。今後とも消防団員の減少が続いていくものと予想され、迅速な消火活動を行うため消防施設の改善、機械器具の更新を進める必要がある。

また、消防水利が充分でない地域があり、地域住民の協力を得ながら消火栓及び防火水槽の設置を進めていく必要がある。また、消防格納庫も老朽化が進み、消防団活動に支障をきたしている。

さらに、未曾有の被害をもたらした東日本大震災や台風被害などの教訓から、地震や風水害などによる甚大な被害を想定した避難所の整備、防災情報の伝達手段の強化など防災・減災対策を進める必要がある。

【表】消防施設等の状況

令和3年3月31日現在（単位：人・台）

地 区 別		本部	布勢	三成	亀嵩	阿井	三沢	鳥上	横田	八川	馬木	合計
団 員 数		17	48	70	49	65	38	41	75	52	50	505
機 械 器 具	自動車ポンプ	－	1	2	1	2	1	1	2	1	1	12
	小型動力ポンプ付積載車	－	3	5	4	3	3	3	5	4	4	34

5. 公的賃貸住宅

平成27年国勢調査によると、本町の持ち家率は島根県平均の69.5%に対し84.2%と高いが、9.4%に当る419世帯が公営・民営住宅に居住している。

町の人口・世帯数は減少傾向にあり、高齢化と核家族化が一層進んでいる状況にある。

過疎化、高齢化が進展する中で、若者向け住宅団地（分譲団地）の造成や町営住宅の老朽化に伴う改築、除却又は整備が必要となっている。

経済の進展や生活環境の変化により住宅に対する意識は量から質へ、広い間取りから必要最小限の間取りへと志向が変化しており、公的賃貸住宅についても周辺住環境を含めより質の高い住宅の建設が求められている状況である。

【表】住宅所有形態別一般世帯の状況

(単位：戸・%)

総世帯数	持ち家	公営・公団・公社住宅	民営住宅	給与住宅	間借り	住宅以外
4,452	3,750	419	143	66	21	53
(割合)100.0	84.2	9.4	3.2	1.5	0.5	1.2

平成27年国勢調査

仁多地域では、町営住宅66戸、定住住宅30戸、雇用促進住宅60戸、若者定住向け公社賃貸住宅264戸、世帯者向け公社賃貸住宅24戸が整備されており、低所得者層・中間所得者層世帯を含め住宅環境はほぼ充実している。しかし、結婚等を機に世帯用住宅への入居を希望されてもニーズが合わない、入居できない等、多様化するニーズに対応した住宅整備に取り組む必要がある。

一方横田地域では、これまで住宅の需要状況をにらみながら随時公的賃貸住宅の建設を進めてきた。また、県の民間賃貸住宅建設促進事業を導入し、民間アパートの整備にも力を入れてきたが、核家族化の進行、UIターン者の増加などにより公的賃貸住宅は不足気味に推移しており、今後ますます需要は増加していくものと予測される。

今後も公的賃貸住宅の計画的な整備に当っては、急激に進む少子・高齢化を踏まえ、質的な向上にも配慮し、住民が安らぎと潤いのある生活ができるよう整備を進める必要がある。

宅地整備については、近年の持ち家志向と定住の促進に配慮し、公共事業等による転宅用宅地や分譲団地を整備し、住宅建設が進められている。今後とも需要動向を見極めながら、公的賃貸住宅等の適正管理・整備と合わせ個人住宅建設促進と宅地の供給に努める必要がある。

6. 都市計画事業の推進

横田地域では、都市的機能を持った住環境の整備を行い、定住を促進するため横田市街地において都市計画事業が進められ、これまで都市下水路、公共下水道の整備、街なみ環境整備事業によるポケットパーク、せせらぎ水路、細街路整備が行われてきた。

また、三成地区では主要地方道玉湯吾妻山線整備事業に合せたまちづくり事業が進められてきた。

都市公園では、施設の老朽化が急速に進行しており、三成公園、横田公園においても設置から30年以上経過した物が多くを占めている。厳しい財政事情の下で適切に維持補修・更新を行っていくこと、また必要な整備とのバランスを図りつつ既存施設の所要の機能を維持していくことが重要な課題となっている。

7. 景観整備

人口の減少に伴い、担い手不足や少子高齢化が進み町内に耕作放棄地や空き家が目立つようになってきた。また、自家用車で町内観光やトロッコ列車、サイクリングなどで多くの観光者が訪れており、景観整備が重要となっている。奥出雲町の大きな財産である豊かな自然や歴史文化を最大限に活かすために既存の観光資源と連携した地域の特色ある景観づくりを進める必要がある。

(2) その対策

1. 上水道の確保

水道水は、健康で快適な生活を営む上で必要不可欠なものであり、町民が良質な水道水の安定的な供給を受けられるよう施設整備を進める必要がある。

このため、安全かつ安定的供給を確保するため計画的に老朽施設の更新・改良を進める。また、供給水の質的水準の維持向上を図るとともに水源の水質保全対策を推進する。

既存施設の多目的利用による水源の確保や拡張・改良については、引き続き安定的な水量を確保できるよう計画的に老朽施設の更新・改良を進める。

2. 下水道施設等

若者定住のための都市的生活環境の整備、また、斐伊川の源流地域として河川・湖沼の汚濁防止のため、下水道施設等の計画的な改修、統廃合及び接続率の向上については、重点的に引

き続き取り組むこととする。

特に、過疎地域の特徴である山間部などに点在する集合処理区域以外の地区については、町設置による合併処理浄化槽の設置の普及・推進を図る。

3. し尿及びごみ処理対策

可燃ごみ及び不燃ごみ処理施設の効率的な運営を図り、「奥出雲町一般廃棄物処理基本計画」に基づくシステムを確立するとともに、令和2年度より3市町が共同で開始した次期可燃ごみ広域処理施設整備に向けた調査研究を推進し、次期施設整備に向けた検討を加速する。さらに、不燃物処理を含めた一般廃棄物全体の安定的・効率的処理を目指した広域化・集約化の検討を進める。

また、プラスチックごみ削減による3R（リデュース・リユース・リサイクル）＋Renewableの推進、家庭や事業所のごみ減量化の促進、ごみ分別の徹底及びマイバック運動の推進など、ごみの減量化と再資源化に向けた分別収集に取り組み、豊かな自然を活かし、環境にやさしいまちづくりを実現する。

4. 消防防災施設の整備

老朽化した小型動力ポンプと自動車ポンプについて、逐次更新し、消防機械器具の近代化と機動力のアップを図る。

防火水槽については、地域住民の協力を得ながら整備し、消防水利の充足率を高めるとともに、老朽化した消防格納庫を更新し、消防団活動の充実を図る。

また、予防消防体制をさらに推進するとともに、防火クラブの結成など自主防災体制の強化と防火意識の高揚に努める。災害発生時の避難所となる施設を整備し、防災情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

さらに、町民の防火・防災意識の高揚を図るため、防災士の育成と消防団の体制強化、避難・防災訓練などを進め、広域的消防体制の充実に努める。

公共施設や民間住宅については、地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

5. 公的賃貸住宅

核家族化の進行により、住宅を理由に転出する世帯が増加しており、特に子育て世代の定住

を促進する住環境整備への支援、また、本町が抱える問題解決、多様化するニーズに対応した民間賃貸住宅整備等を促進するため、行政と民間の連携に必要な支援策に取り組む必要がある。

6. 都市計画事業の推進

都市公園では、計画的な維持管理に関する取組として、安全性の確保、機能の確保及びライフサイクルコストの縮減を行っていくため、施設の長寿命化計画を策定し、老朽化が進んだ横田公園の管理棟、多目的広場、テニスコート、三成公園陸上競技場等の改修を行い、計画に基づく維持管理・更新を行うほか、既存の施設の維持管理・更新を的確に行う。

7. 景観整備

美しい自然や文化に育まれた景観を保全するため、平成24年4月に策定した景観条例に基づき、案内看板やサイン等を設置し、自然景観に配慮した景観づくりを進めるとともに、町民の景観意識の醸成を図る。

また、町が認定した「奥出雲遺産」や国・県・町指定の文化財を「奥出雲町の宝」として、町民がその価値への理解を深められるように、幅広い世代に向けた普及啓発を図り、担い手の確保や次世代への確実な継承につなげる。

目標（指標）

重要業績評価指数（KPI）	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
水洗化率	86.6%	93.0%
自主防災組織数	2組織	7組織

(3) 事業計画〔令和3年度～7年度〕

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	水道事業出資金	奥出雲町	
		上水道改廃事業 浄水場改良、配水池増設	奥出雲町	
		上水道改廃事業 管路更新	奥出雲町	
		上水道改廃事業 浄水場更新	奥出雲町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道整備事業 施設更新	奥出雲町	
		公共下水道整備事業 管路施設点検・障害物除去	奥出雲町	
		公共下水道統廃合事業 農業集落排水との統合事業	奥出雲町	
		農業集落排水事業（機能保全）	奥出雲町	
	農業集落排水施設	農業集落排水事業（農村整備事業） 維持管理適正化計画策定	奥出雲町	
		浄化槽整備事業	奥出雲町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	一般廃棄物処理施設整備事業 可燃物処理場改修・塵芥収集運搬車整備	奥出雲町	
		一般廃棄物処理施設整備事業 クリーンセンター設備改修	奥出雲町	
		一般廃棄物処理施設整備事業 不燃ごみ処理施設改修	奥出雲町	
		一般廃棄物処理施設整備事業 最終処分場施設改修、バックハウ更新	奥出雲町	
	(4) 火葬場	火葬場施設整備事業	奥出雲町	
	(5) 消防施設	消防設備整備事業 小型動力ポンプ付積載車	奥出雲町	

		消防防災施設整備事業 消防防火水槽	奥出雲町	
		雲南広域連合（消防）特別負担金 消防車整備、庁舎改修等	雲南広域連合	
		消防施設整備事業 消防格納庫	奥出雲町	
		防災行政無線整備事業	奥出雲町	
		避難所整備事業 防災倉庫、発電機等	奥出雲町	
	(6) 公営住宅			
		公営住宅等ストック総合改善事業	奥出雲町	
		公営住宅等除却事業	奥出雲町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	防災・ 防犯	消防力向上事業 消防団被服等装備品 の整備、消防大会開催経費助成等	奥出雲町	
		過疎地域防災力向上事業 防災士・自主防災組織の育成・活動 支援、災害対策・避難所用備蓄品整備 等	奥出雲町	
		土砂災害被災者支援事業	奥出雲町	
	(8) その他			
		急傾斜地崩壊防止事業	奥出雲町	
		公園整備事業・横田公園 テニスコート、陸上競技場、管理棟、ホ ッケー場照明設備	奥出雲町	
		公園整備事業・三成公園 陸上競技場、野球場、照明設備等	奥出雲町	
		公園整備事業・馬木農村広場 照明設備等	奥出雲町	
		公園長寿命化事業 計画策定	奥出雲町	
		横田公園プール撤去	奥出雲町	
		河川浄化対策事業	奥出雲町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

奥出雲町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

環境に対する負荷軽減や保健衛生面においても、上下水道は最低限のインフラであり、年次的な施設の更新・改良、統廃合及び接続率の向上に向け、重点的に取り組む。

また、ごみ処理については、広域処理施設整備に併せた一体的検討と効率の良い運営を目指す。都市整備については、安全性、機能の確保及びライフサイクルコストの縮減を図るため、施設の長寿命化計画を策定し、維持管理・更新を的確に行う。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進



(1) 現況と問題点

1. 子育て環境の確保

少子・高齢化の進行や核家族化・女性の就業増加等により、子どもと子育て、家族を取り巻く環境は大きく変化してきている。そのような状況の中、子育て支援施策を中心に安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めるとともに、独身男女に対する「出会いの場づくり」をより積極的に進めるなど次世代を担う子ども・若者を育む環境を整えることが重要である。

本町では、子育て支援のための幼稚園の施設開放や一時保育、延長保育の取り組みとともに子育て支援センターを開設し、子育て中の保護者の育児相談に随時対応し、保護者同士が気軽に集い情報交換や育児ストレスを解消するための場づくりをしている。さらに、病児病後児保育の開設、困った時や緊急に助けが求められるファミリーサポート事業等を実施し、支援体制の強化を図っている。現在の待機児童ゼロ、保育士確保に関する問題の解消が成されている状況を維持し、さらに子育てしやすい環境づくりに努めていく必要がある。

また、小学生が安心・安全に放課後を過ごせるように各地区幼稚園に放課後児童クラブを開設し、保護者の就労と児童の安全確保を図っているが、放課後児童支援員の確保が今後の課題である。さらに、放課後児童クラブの利用料軽減等により保護者の経済的負担の軽減を図っているが、保護者からは更なる支援の充実が望まれ、意見や要望が寄せられている状況にある。

今後は休日保育の導入や困った時、緊急に助けが求められるファミリーサポート、地域子育て支援センター事業の体制及び仕組みづくりをブラッシュアップさせ、地域全体での子育てを支援する意識の醸成、さらに充実した保育環境のための安定的な人材確保や子育てを支える環境の充実が求められる。

子どもの医療費助成においては、乳幼児等の疾病の早期発見及び早期治療を促進、また、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図るために、乳幼児医療費助成事業を実施している。

また、平成27年4月から児童生徒医療費助成事業を開始し、中学校卒業までの児童生徒の医療費を無料化し、児童生徒の健全な育成、保護者の経済的負担の軽減を図っている。

2. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

世界保健機関（WHO）の発表によると、わが国の平均寿命は世界一で急速に高齢化が進行してきており、国民の4人に1人が65才以上という高齢化社会が予測されている。

こうした急激な高齢化の進行は、若者層の減少が大きい過疎地において特に顕著であり、本町の高齢化率は年々増加し、平成27年国勢調査による本町の高齢者比率は40.7%と、全国の高齢者比率26.6%を大きく上回っており、全国に先行して高齢化が進んでいる。

また、65歳以上の高齢者のいる世帯は3,205世帯で一般世帯の72.0%、そのうち高齢者のみの世帯は1,188世帯で一般世帯の26.7%となってきた。高齢者のみの世帯のうち、高齢者単身世帯は563世帯で30年間に4.1倍に増えてきている。また、高齢者夫婦世帯は世帯で1.6倍に増加している。要介護認定者は、介護保険制度開始時の平成12年度562名に対し、令和2年度末では728名と約30%増加し、今後も要介護認定者数は同水準で推移することが予測される。

【表】高齢者のいる世帯の推移

（単位：世帯・％）

区 分		昭和 60 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
一般世帯数		4,751	100.0	4,714	100.0	4,859	100.0	4,874	100.0	4,647	100.0
65 歳以上の高齢者のいる世帯		2,503	52.7	3,081	65.4	3,310	68.1	3,342	68.6	3,283	70.6
	高齢者のみの世帯	533	11.2	737	15.6	815	16.7	941	19.3	1,112	23.9
	高齢者単身世帯	138	2.9	279	5.9	352	7.2	435	8.9	504	10.8
	高齢者夫婦世帯	395	8.3	458	9.7	463	9.5	506	10.4	608	13.1
	その他の高齢者世帯	1,970	41.5	2,344	49.7	2,495	51.3	2,401	49.5	2,171	46.7
区 分		平成 27 年									
			構成比								
一般世帯数		4,452	100.0								
65 歳以上の高齢者のいる世帯		3,205	72.0								
	高齢者のみの世帯	1,188	26.7								
	高齢者単身世帯	563	12.6								
	高齢者夫婦世帯	625	14.0								
	その他の高齢者世帯	2,017	45.3								

国勢調査

本町では、介護保険法の施行に合わせ、施設介護や在宅介護サービスの体制づくりに向け、これまで、理学療法士・作業療法士を養成する島根リハビリテーション学院の開校、町立奥出雲病院の移転新築をはじめ、特別養護老人ホームや老人保健施設などの各種医療・介護サービスの施設整備を行ってきた。

今後も本町の高齢化、高齢者のみの世帯はますます増加するものと思われる。このため、高齢者が長年住み慣れた地域で安心して暮らせるように、ＩＣＴを活用しテレビ電話システムを利用した安心安全生活サポート事業、他者の協力なくしては外出のできない高齢者に対しバスやタクシー料金を助成する生活交通サポート事業、ひとり暮らしの高齢者や重度身体障害者の在宅時での緊急事態に対処するための緊急通報装置整備事業及び積雪時に自力での除雪が困難な高齢者等に対する除雪支援体制づくり事業等の生活支援事業を実施している。また、冬季間等、自宅での生活に不安のある高齢者が一定期間居住することのできる高齢者生活ホームを整備し、高齢者の自立的生活の助長や社会的孤立感の解消等を図っている。

また、高齢者が引き継ぎ、支えている地域の暮らしや伝統文化、培ってきた知恵や技術を様々な形で次世代へと伝え、これら独自の暮らしや文化を継承していくことが求められており、高齢者の多様な社会参加ニーズに対し、高齢者が自らの生き方に応じて社会参加ができるよう、出合いや交流機会の確保、社会参加と仲間づくりの支援などを実施し、元気で意欲のある高齢者が自立し、社会の担い手として自らの知識や経験、能力を活かして働くことができるよう、より多様な就業の場の創出に努めることが必要である。町社会福祉協議会の「おくいずも流地域力活性化事業」や「ボランティアセンター事業」、「フレイル予防塾」、「老人クラブの育成強化」の取り組みやシルバー人材センターでの高齢者の多様な就業ニーズへの取り組みなど高齢者の生きがい活動を支援するとともに、食生活改善、生活習慣の改善指導、介護予防、寝たきり予防・転倒予防教室などを定期的に行い、健康で生きがいの持てる施策を今後も継続して実施する必要がある。

そして、高齢者が、介護サービス、福祉サービス、インフォーマルサービスを適切に受けられるように身近な相談窓口として、地域包括支援センターを設置し、サービスの充実・向上を図る一方、高齢者の社会参加の促進、生涯現役で働ける場の確保、多様な世代間の交流の促進など総合的で生きがいに満ちた老人福祉施策を今後も実施する必要がある。

障がい者福祉については令和3年度からの3カ年は「第6期奥出雲町障がい福祉計画」、「第2期奥出雲町障がい児福祉計画」により、障がい者や障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むことができる地域づくりの推進を図っていく。

町内には就労継続支援B型事業所「けやきの郷」「ふきのとう」が開設されており、平成24年4月には福祉事務所に基幹型相談支援センターを設置するとともに、平成24年7月には相談支援事業所「ふきのとう」が、平成25年4月には相談支援事業所「サポートセンターけやき」が開設され、障がいのある方への相談支援体制が整備された。

平成23年4月にはグループホーム「ヴィラ佐白」が、平成30年5月にはグループホーム「稲穂」が開所になったが、今後も障がい者の高齢化を見据えた障がい者の居住の場の確保が必要である。

また、平成25年5月には、生活介護事業所「あすなろ」が開所となり、通所による入浴、食事介助など生活支援が受けられるようになった。

また、町独自の事業として、人工透析通院・医療費助成事業、精神障がい者通院・医療費助成事業、障害福祉サービス事業所への通所費助成事業、医療機関等への外出支援サービス事業、障がい者等配食サービス事業、精神障がい者職親委託事業、人口透析患者通院送迎支援事業などを実施しているが、引き続き障がい者への生活支援、経済的負担を軽減し、外出が困難な障がい者への外出支援など、制度の拡充を図る必要がある。

(2) その対策

1. 子育て環境の確保

子育て支援については、幼稚園の保育と幼児教育の充実を図ると共に、子育てにおける支援の提供、子どもの居場所づくりの確保や親子で社会参加しやすい環境づくりの推進など、子どもと子育て、家庭にやさしく温かいまちづくりに引き続き努めていくことが重要となる。

核家族化の進展や女性の社会進出が進むなか、子育て支援の面からも保育に対するニーズはますます高まりが予想されるものの、新生児数は激減してきており、大幅な増加が見込まれる状況ではない。

しかしながら、職種や勤務形態の多様化及び、子育て家庭の様々なニーズにより、子育てを支える環境は常に新しいサービスの提供が欠かせないものと考えられることから、休日祝日保育の実施、男性の育児参画への促進等に向けた取り組みを進めていく必要がある。

現在実施している一時保育や延長保育、乳児保育や障がい児保育等、多様な保育事業を継続していく必要があり、そのためにも保育士等人材の確保及び子育て支援環境の充実は重要である。

仕事と子育ての両立を実現させ、地域の中で安心して子育てができるために、ファミリーサポート事業や病児保育、「おくいずも子育て応援事業所」認定奨励事業の取り組み等、引き続

きその推進を図っていかなければならない。

放課後児童健全育成事業については、放課後児童支援員の確保や制度改正に伴う支援員研修への参加、現在行われている9小学校区での事業を引き続き推進するとともに、利用料金の軽減を含め、より利用しやすい支援のあり方を検討していく。

また、仕事をしながら安心して子どもを産み育てられる社会づくりや、子どもと子育てに配慮した住環境の整備やまちづくりを促進するほか、安心して医療サービスが受けられるよう乳幼児等への医療費の助成、児童生徒への医療費の無料化にも取り組み、更に充実させ、子育て負担の軽減を推進していく必要がある。また、子どもや子育てに関する意識啓発や相談・援助体制の充実と組織化を図る必要がある。

結婚支援については、結婚に対する関心を高めるための啓発事業や独身男女への出会いの場の提供、相談・マッチング支援等を行う必要がある。奥出雲町縁結びネットワーク協議会を中心に独身男女の出会いの場の創出や意識改革セミナーの実施、結婚・子育てコンシェルジュやボランティアによる結婚相談体制を強化し、結婚・出産・子育てに関した切れ目のない相談体制及び支援体制づくりを関係諸機関との連携により進め、効果的な情報発信に努める。

さらに、妊娠・出産支援についても、不妊に関する相談やセミナー等の開催や医療保険が適用されない特定不妊治療の一部助成等を行う。

2. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

健康で生きがいのある老後を過ごすことは誰もの願いであり、地域の人々が互いに助け合い心の通った地域社会の実現を目指していく必要がある。

そのため、テレビ電話システムを活用した高齢者の生活サポートや介護基盤の整備を推進しながら、複雑多様化する老人福祉や社会福祉への需要に対応するとともに、療養後や家庭での生活が困難となった方がリハビリや機能訓練により在宅復帰が出来るよう、介護老人保健施設の機能強化を図る。また、独居、高齢者のみ世帯が増える中、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう有料老人ホーム、高齢者住宅などの住まいを提供し、地域包括ケアシステムの構築を目指す。

そして、これらの施策を展開するために、高齢者福祉施設、シルバー人材センター等、拠点となる施設を整備し、それぞれの施設や組織を効率よく動かすため関係機関との連携を強化し、施策推進のため住民相互の支え合い活動はもとより自治会等関係機関が連携して活動するなど、地域の中で広いネットワークを作っていく。

障がい福祉施策においては、地域自立支援協議会地域部会を活用し、家族会、当事者会、教育、保健、労働関係者など幅広い構成員による、定期的な情報共有を行い、引き続き地域課題を検討していく。また、障害福祉サービスに関する広報啓発等を積極的に行い、障がい福祉サービスの提供に努める。

障がい者が住み慣れた地域で自分らしく生き生きと過ごすことができる町づくりをめざし、現在実施している障がい者への生活支援事業の更なる拡充を図り、障がい福祉の一層の充実と推進を図る。

目標（指標）

重要業績評価指数（KPI）	現状値（令和２年度）	目標値（令和７年度）
出生数	50 人	60 人
婚姻数	40 件	45 件
65 歳の平均自立期間	県内：男性 10 位・女性 4 位 2015(2013～2017)	県内 1 位
地域福祉の充足度（町民意識調査）	23.1%	26.5%

（３）事業計画〔令和３年度～７年度〕

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(4) 介護老人保健施設			
		奥出雲介護老人保健施設改修事業	奥出雲町	
	(5) 障害者福祉施設			
	障害者支援施設	就労継続支援事業所整備事業	仁多福祉会 NPO 法人ほか	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	医療費等助成事業 児童生徒・乳幼児医療費の助成、不妊治療費助成等	奥出雲町	
	高齢者・障害者福祉	ICT 利活用促進事業 テレビ電話システム等を活用した高齢者サポート	奥出雲町	R6.3 修正

	その他	生活サポート事業 高齢者交通費助成、障がい者生活支援等	奥出雲町	
		子育て支援事業 出産祝金支給、放課後児童援助費、子育て情報発信、子育て支援環境整備、予防接種費用助成等	奥出雲町	
		縁結び活動支援事業	奥出雲町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

奥出雲町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。



8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

今日の高齢化社会を考える時、とりわけ過疎地域である本町にとって、総合的医療の確保は最重要課題となっている。

医療技術の高度化、高齢者層の増大、また、利用者の多様なニーズに対応しつつ、一定水準の医療を確保し、かつ継続的に提供していくことが必要である。

現在、町内の医療機関は、仁多地域に町立奥出雲病院と2カ所の開業医があり、奥出雲病院は診療科12科（内科・総合診療科・外科・整形外科・産婦人科・小児科・リハビリテーション科・眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・麻酔科）、病床98床（一般病床51床、療養病床47床）、介護医療院（50床）を設置し、常勤医師6名体制で診療を行っている。横田地域では、開業医4カ所と町立診療所が1カ所ある。

本町の課題として医師、看護師等の医療従事者の不足、開業医の高齢化、後継者不足など医療を取り巻く環境は厳しい状況にある。特に、医師の減少は、医師1人あたりの負担が増加するほか、患者の町外受診の増加につながることで、患者数の減少につながり、医師確保への悪影響や病院経営を悪化させている。

高齢化の進展により、従来よりも医療資源が多く必要となり、多くの医療スタッフが必要となることから、医師等の医療従事者の安定確保が喫緊の課題である。

そのような状況の中、持続可能な医療提供体制を維持・確立するため、平成22年「奥出雲町地域医療確保推進協議会」が設立され、住民組織や関係機関、行政が連携を図りながら普及啓発や地域医療支援活動が展開されている。

奥出雲病院においては、電子カルテや画像システムの導入、電話での予約制の導入などサービスをメインに診療のサービス向上と効率化を図りながら医療体制を維持してきた。

さらに、158床あった病床数を98床まで削減し、経営効率化を図りながら地域にとって適正な病床数となるよう最適化を図ってきた。

また、病院施設や機器、機能の充実とともに地域住民の健康を守るため、単なる診療のみならず健康増進から疾病予防、リハビリテーションにいたるいわゆる地域包括医療体制の確保と実践を図ってきた。今後も地域住民の核となる病院としてあらゆる面から検討・実践が必要になってくることから、町立病院と開業医との連携をより一層密にし相互の情報交換、医療サー

ビスの互助を推進し、町立病院にあっては地域の中核病院としての役割をより高めていくことが必要である。

これらのことにより、令和３年度には島根県より総合診療医である自治医派遣を受けることができるようになった。今後も高齢化と人口減少の進展で、町内における医療や介護需要も変化していくが、町の中核病院として、提供する医療の質を担保しながら病床機能の最適化を図りつつ、これまで以上にかかりつけ機能や在宅診療などの機能を強化することが重要である。

また、町内医療機関、介護施設や既存の在宅サービスとの連携を推し進め、持続可能な地域医療の確保並びにその充実が今後継続して取り組むべき課題となる。

医療に対する需要は、高齢化社会の進行に伴い増大・多様化する傾向にある。高齢者や障がい者などに配慮した道路や歩道の整備、積雪時の交通確保、また通院バスの拡充など、安全で快適な通院手段の確保が求められる。平成２３年度から「ドクターヘリ」の運航が開始され、本町における要請件数は県内でも高く、令和元年度には年間４５件の利用があり、「現場救急」や「転院搬送」による救命率の向上や後遺症の軽減につながっている。

【表】医療施設の状況

〔令和３年４月１日現在〕

施設名	病 床 数			療養型			備 考
	総数	精神	伝染病	結核	医療	介護	
奥出雲町立奥出雲病院	51				47		
(一般開業医)	(仁多地域)・加藤医院・千原医院						
(歯科医)	(横田地域)・永生クリニック・井上医院・石原医院分院・馬木診療所(２日/週) ・スサノクリニック(予約制)						
	(仁多地域)・太田歯科クリニック・奥出雲歯科						
	(横田地域)・米山歯科医院・高松歯科医院						

【表】医療従事者の状況（人数）

〔令和３年４月１日現在〕

医 療 従事者数	医師	歯科医 師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看 護師	備考
	19 人	6 人	12 人	15 人	3 人	89 人	14 人	

【表】年齢調整死亡率（2015 年を中心とした 5 年平均 人口 10 万対）

		全がん	心疾患	脳血管疾患	肺炎	自殺	腎不全
奥出雲町	男性	160.9	78.3	43.7	38.0	34.9	9.5
	女性	71.4	40.6	23.3	12.3	9.0	2.6
島根県	男性	171.3	58.5	39.6	33.9	26.5	7.1
	女性	84.0	30.2	21.0	11.6	8.8	3.5

（島根県健康指標データベースシステム）

【表】特定健診有所見者状況

〔令和 2 年度特定健診結果〕

	高血圧	HbA1c	中性脂肪	HDL コレステロール	LDL コレステロール	腹囲
奥出雲町	41.7%	63.9%	17.7%	3.4%	43.5%	31.8%
島根県	37.4%	61.3%	18.6%	4.4%	48.4%	34.6%
全国	35.5%	56.1%	22.1%	4.1%	53.1%	35.4%

（国保データベースシステム）

（２）その対策

これまで地域包括医療の確保、医療の質の向上、最新医療機器の購入等により、多様化、高度化する利用者のニーズに即応できる体制づくりを行ってきたが、地域の少子高齢化、共稼ぎ世帯の増加により、正確で緻密なネットワークづくりが必要となってきた。

また、医療設備は年々技術の向上と研究の進歩により高度化する一方であるが、地域で必要とされる初期医療と最低限の医療の提供、また、情報の提供集積機能を充実し、今後、地域中核病院の機能と役割分担を明確にし、医療サービスの質を一層高めていく。今後もできる限りの医療機器の充実による医療の高度化に努める。

奥出雲病院の医療提供体制については、深刻な医師不足が長年続いており、その改善が喫緊の課題とされて久しい。これまでは島根大学医学部との連携により地域に求められる医療水準を確保してきたが、今後はそれに加え、雲南医療圏域の中核である雲南市と奥出雲町の間で令和 3 年 6 月に地域医療連携法人を立ち上げ、医療従事者の確保・育成の取り組みを強化することとした。この連携により、医療提供体制の確保に留まらず、地域包括ケアシステムの推進が

進み、良質かつ適切な医療が提供でき、住民が安心して暮らせる町づくりに寄与できるものと考えている。

医療従事者の確保対策としては、将来、当院の医療スタッフの一員として勤務を希望する奨学金貸与や病院祭の事業開催、インターネット求人広告等により、当院への関心を高めてもらい人材確保に繋げる。また、医師の処遇改善を図ることで勤務意欲の向上につながり、非常勤医師による健（検）診や宿日直等の救急外来対応など常勤医師にかかる負担の軽減に努める。

人口動態の変化により、病院としての役割変化が求められている。このことから令和3年7月より、在宅診療、在宅サービス事業の一元化を図るため、病院の一機能として在宅診療センターを立ち上げた。当センターは、在宅診療提供体制強化と病院内部や町内の多職種との連携強化による医療サービス提供の質向上ならびに人材育成拠点の役割を担う。

病院と在宅間の連続性のある医療サービスを提供することは住民にとって住み慣れた地域で安心して住み続けるために必要な条件であり、病院として当センターを基点に町内の医療提供体制維持に努めていく。

また、地域医療を学ぶ学生や研修医、専門職の受け入れを行うとともに、地域医療に関心を持つ者や町内における医療・介護人材の育成拠点として、当センターが中心となって一層の地域医療の活性化を図る。

ますます少子高齢化が進展する中で、生き活きと健やかな老後を過ごすためには、各種計画に基づき、乳幼児期から感染症予防や生活習慣病予防を目的に一貫した保健活動を推進し、健康の保持増進、疾病の早期発見と早期治療、そして重症化予防、介護予防活動を積極的に展開していかなくてはならない。

そのためには、住民自ら健康管理と意識の向上に努めるよう住民組織や医療機関、事業所、教育機関など関係機関と連携を図りながら健康教室など健康づくり活動を推進し、特定健診やがん検診などの受診率の向上や保健指導の充実に努める。

特に、働き盛り世代の男性の肺がんと大腸がんの死亡率が高い状況であり、若い世代が受診しやすい検診のあり方や、リスクを高める喫煙やアルコール対策及び食生活等の生活習慣の見直しについて、職域と連携し進めていく。また、心疾患や脳血管疾患の死亡率は、島根県と比較して高いため、基礎疾患となる「高血圧」、「糖尿病」、「脂質異常症」等の発症予防と効果的な重症化予防対策の実施について検討する必要がある。

また、団塊の世代が75歳以上になる令和7年を目処に、高齢者の介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サ

ービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築する。

目標（指標）

重要業績評価指数（KPI）	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
在宅での介護老人福祉施設入所待機者数	27人	20人

3）事業計画〔令和3年度～7年度〕

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 医療の確保	(1) 診療施設 病院			
		医療機器整備	奥出雲町	
		病院施設整備・改修	奥出雲町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	医療支援事業 救急医療対策、地域医療確保対策等	奥出雲町 医師会	

（4）公共施設等総合管理計画との整合

奥出雲町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

9. 教育の振興



(1) 現況と問題点

1. 学校教育の充実

(1) 義務教育

義務教育は、「豊かな心とたくましい体」を持つ人間を育成することが目的であり、生涯学習体系の中で基礎となる教育であり最も重要である。

令和3年1月の中央教育審議会答申では、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の視点による教育実践により、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適学びと、協働的な学びの実現について言及されている。こうしたことを踏まえながら、本町の学校教育においては、「奥出雲町への愛着と誇りをもち、自らとふるさとの未来を切り拓こうとする子ども」を18歳で目指す子ども像として定め、ふるさと教育・キャリア教育・学力育成を取り組みの三本柱として、その実現を目指すこととした。

本町において小中学校は各地区・地域の中心的存在であり、地域の教育文化振興・交流の要としての役割を果たし、制度等に頼ることなく国・県に先んじて学校と地域との連携が図られている。その中で、これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域の相互連携・協働は引き続き必要である。

また、次世代を担う児童・生徒が、地域の歴史や文化を正しく理解し、ふるさとへの愛着と誇りをもち、積極的に地域社会へ参画できるよう、さらに地域の発展振興を促すようふるさと教育の充実が今後も必要である。

小学校の校舎については、令和3年4月現在、未耐震校舎が2校残っており早急な対応を行う必要がある。また、町としては小学校再編を住民に提案しており、住民同意を得た後に統合小学校整備等が必要となる。

中学校の校舎については、耐震対策と老朽施設の大規模改造は終えたものの、敷地に隣接する土砂災害警戒区域（レッドゾーン）対策や今後見込まれるクラス数減に対応した望ましい教育環境についての検討が必要である。

教育機器設備については、国のGIGAスクール構想により全児童生徒への端末整備が完了している。今後、整備した端末を活用した授業等を実現していく必要がある。

【表】園児・園舎面積（遊戯室を含む）等の状況

(R3. 5. 1)

区 分	幼 児 園								
	布勢	三成	亀嵩	阿井	三沢	鳥上	横田	八川	馬木
学級数	6	6	6	4	2	0	6	4	4
園児数	32	88	32	40	10	0	81	22	27
保育士数	7	17	8	7	2	0	18	5	7
園舎面積㎡	469.46	1,482.2	419.0	533.69	440.32	497.1	1,036.6	479.0	954.5

【表】児童・生徒、校舎面積（屋内運動場を含む）等の状況

(R3. 5. 1)

区 分	小 学 校										中学校	
	布勢	三成	高尾	亀嵩	阿井	三沢	鳥上	横田	八川	馬木	仁多	横田
学級数	7	9	4	6	7	4	4	8	8	5	7	8
児童・生徒数	58	93	6	43	61	22	14	102	59	44	139	140
教員数	11	18	5	10	13	8	8	15	15	9	22	24
校舎面積㎡	2,552	2,957	1,469	2,547	2,885	2,158	2,925	3,907	3,421	2,854	6,086	6,956

（２）幼児教育

男女共同参画社会の到来とともに、子育て支援への関心が高まり、幼児教育に対する考え方も変化してきている。本町においては、全町幼児園化の方針のもと、平成21年度に馬木幼稚園と馬木保育所を統合した馬木幼児園を開園した。その後、平成27年度の三成・三沢幼児園の開園を以って9幼児園が開園し、全町幼児園化が完了した。各園においては、0歳児から就学前までの保育活動を中心にしながら、地域や小学校と連携した幼児教育や子育て支援の充実を図っている。

また、行政も研修会の開催や児童の巡回相談、各種発達支援教室、健康な身体を育む食育活動等、関係諸機関が連携して子どもたちの育ちを支援しているところである。しかし、出生数は減少傾向が続き、危機的な状況下にある本町の少子高齢化の現状の中、多種多様なニーズに対する幼児園の果たす役割や専門性が課題となる。今後も関係諸機関が連携して子どもたちの健やかな育ちを支援していく必要がある。

子どもたちは、無限の可能性を持っている。特に、乳幼児期は、人格形成の基礎づくりの大切な時期である。集団生活の中で遊びを通して、情操や創造性の育成とともに言語感覚や人間

関係の理解と実践力を養うことが大切である。

今後も総合的に教育環境の整備を図り、家庭との連携を密にし地域社会の温かい見守りの中、幼児の興味や欲求を生かし、自発的・自主的活動が展開されるよう子どもの心身の発達に即応した適切な幼児教育を行うことが大切である。

（３）高等学校教育等

高等学校、専修学校は、個人が能力や適正に即した知識・専門技術を修得するための重要な教育機関である。

少子化により年々中学校の生徒数は減少しているが、高校は社会人としての基礎的素養を得るうえから大きな役割を果たしており、生徒が快適に学べる教育施設の整備や教育内容の充実、更には１学年３クラス維持のための生徒数確保が課題となっている。

島根県は国の地方創生推進交付金を活用した高校魅力化事業を県内全体で展開しており、町としても県と歩調を合わせながら対応する必要がある。

また、専修学校については、乱立する専門学校の中から選ばれるための差別化、入学生の確保及び卒業生の町内定着への取り組みの必要がある。

さらに、経済的に就学困難な生徒や家庭への就学援助を行うことが必要である。

２．生涯学習の推進

人生100年時代を迎え、すべての人々が生涯を通じて主体的に学習し、自己実現を図りながら充実した人生が送れるような生涯学習社会の実現が期待されている。

また、新しい知識や技術を修得したいという欲求も高まっており、自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会を実現することが課題となっている。

このため、町民のニーズや時代に即応した学習機会の拡充に努めるほか、社会教育施設や図書館などの整備や活用に努める必要がある。今後は、これらの社会教育事業や関連施策を中心に、他の様々な領域で行われている教育・学習活動や文化・スポーツ・交流活動等も含め、すべての活動を生涯学習の視点から総合的にとらえ、町民一人ひとりが自発的な意志に基づき、自己に適した手段・方法により学習活動が行える環境づくりが求められている。

今後、教育分野はもとより関連する部門や機関等との連携のもと、総合的な生涯学習推進体制の確立や拠点施設のユニバーサルデザイン化された施設整備の拡充を図り、生涯学習社会の基盤整備を進めるとともに、町民の学習ニーズの的確な把握に努めながら、文化財の保護活用

を含め多彩な学習プログラムの整備や情報の提供に努めることが必要である。

（２）その対策

１．学校教育の充実

（１）義務教育

学校教育は、知徳体の調和的発達をもとに、社会や人との関わりの中で、自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や問題解決能力をつけていくものである。ふるさとを愛し自立した精神を持ち、心身ともにたくましい子どもを育てることを目指すものである。

特に、児童・生徒の教育に直接携わる教職員の資質向上に負うところは、極めて大きいものがあり、各種の研修への参加を積極的に進めていく。同時に、開かれた学校のもと、地域の人材も加え地域と一体となった生涯学習の一環として、さらに力強く進めていく。

学校施設については、児童・生徒が生き生きとした学校生活を過ごせるよう、ゆとりと潤いのある教育環境、児童・生徒一人ひとりの個性を尊重し、創造性豊かで多様な教育方法に対応できるよう安心・安全な施設整備を進めるものとする。

小学校再編にかかる施設整備については、新統合小学校建設及び既存施設改修を適切に進める。

さらに、通学方法確保の観点から、地域公共交通と連携し、必要な輸送車両数の確保を進めるとともに、学校給食施設についても、再編後の運用を見据えた改修整備を適切に進める。

再編実施後に使用しない学校施設や老朽化が進んだ施設の利活用や廃止についても検討する。

また、教育機器設備の活用について、GIGAスクール端末の効果を十分に発揮できるようなアプリの導入、校内LAN設備や補助機器の整備拡充、運用方法等についての研修の充実などを継続的に進めていく。

（２）幼児教育

少子・高齢化の時代を迎え、自治体としては、それぞれ適切な対応が望まれるところである。人間は成長する過程において、解決すべき発達課題がある。特に幼児期は、人格形成の基盤づくりの時期であり、個々の特性を踏まえた十分な配慮のもと意図的、計画的に幼児教育に取り組むことが大切となる。

幼稚園を幼児教育の拠点として、保護者はもとより地域住民や小学校等と連携した幼児教育

を実践・展開していく必要がある。そのために保育士確保や人材育成、地域の教育力を活かした人的環境の活用等、幼児教育充実に向けた整備を進め、子ども一人ひとりの発達段階に応じたより質の高い幼児教育の提供を推進する。

（３）高等学校教育等

生徒の個々の能力を伸ばすため、学習能力の向上を目指したきめ細かな指導体制や経済的に就学困難な生徒や家庭への就学援助を推進する。

横田高校においては、横田高校後援会地域協働コンソーシアムの運営支援を基本として、県立寮に隣接している奥出雲町地域学習拠点施設を活用し地域住民との協働、交流を進めることで横田高校独自の魅力向上につなげ、入学者数確保に向けた町内外への効果的な情報発信を推進する。

島根リハビリテーション学院については、奨学金制度等の支援、奥出雲町が第２のふるさととなるような、交流活動を推進するとともに、「実績的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の創設に向けた検討を進める。島根デザイン専門学校については、専門性やノウハウ等を活かし、町内事業所との連携により実践的な新たな魅力づくりの取組を支援する。

２．生涯学習の推進

社会教育施設を核として生涯学習に関する総合的な情報の提供を図るとともに、コミュニティセンターや公民館等の社会教育施設の耐震と地域自治中核機能へのユニバーサルデザイン化された施設の充実整備をはじめ、誰でも気軽に利用できる機能性の高い図書館の整備を図ることで、身近な学習の場の確保に努め、生涯学習社会に対応できる新たな拠点の整備を進める。

生涯学習の推進に必要な人材については、社会教育主事や司書、文化財などの専門職員の養成・確保に努めるとともに、様々な分野の専門的知識を持つ指導者やボランティアを発掘・養成、支援を図り「地域づくりを担う人づくり」につなげていく。

社会教育関係団体や国際交流を推進する団体や個人など、自主的な学習サークルに対しては、その育成及び活動の支援に努め、活動の活発化を促進する。

公民館においては、地域資源を活用した社会教育を推進し、生きがいづくり、自己研鑽、世代間交流の促進を図るとともに、地域の指導的立場の人材育成や学習環境の整備を進める。

また、同和問題をはじめ、子どもや高齢者の人権問題、女性に対する差別、障がい者や外国人に対する差別問題等、差別意識解消に向けた教育及び啓発を積極的に推進し、人権が尊重され

る社会の実現に努め、あらゆる学習の場や機会を通して町民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指した人権教育を推進する。

目標（指標）

重要業績評価指数（KPI）	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
奥出雲町のために貢献したい と思う子どもたちの割合	73.0%	80.0%
スポーツに関わる活動に参加 している町民の割合 (町民意識調査)	28.2%	33.2%

（3）事業計画〔令和3年度～7年度〕

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興	(1) 学校関連施設 校舎	仁多地域統合小学校整備事業	奥出雲町	
		横田地域統合小学校整備事業	奥出雲町	
		小学校代替校舎整備事業	奥出雲町	
		馬木小学校屋根改修事業	奥出雲町	
	屋内運動場	小中学校屋内運動場設備改修事業 照明LED化等	奥出雲町	
		<u>小中学校施設設備整備事業</u>	<u>奥出雲町</u>	<u>追加 R7.3</u>
	スクールバス・ポート 給食施設 その他	通学バス整備事業 車庫、車両	奥出雲町	
		学校給食施設整備事業	奥出雲町	
		学習用情報端末更新事業	奥出雲町	
	(3) 集会施設等			

	集会施設	農村環境改善センター改修事業 エレベーター、トイレ等	奥出雲町	
		旧高田小学校利活用事業	奥出雲町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	学習用情報端末活用事業 学習用情報端末の運用、活用支援等	奥出雲町	
	その他	専修学校等支援事業 専修学校学生等への通学費助成、奨学制度等	奥出雲町	
		過疎地域教育振興事業 小中学校教育振興、全国大会等出場報償等	奥出雲町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

奥出雲町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。



10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

集落は、地域社会の基本単位であり、日常生活や生産活動、コミュニティ活動を営む上で重要な機能を有している。

本町のような、過疎地域においては、農村部の人口の減少が目立ち、ことに近年、少子・高齢化が更に進み、農業人口の減少、若者の地域離れがおきている現状であり、年齢層のバランスの崩れにより、農家の若者の結婚機会の減少、消防団員の不足等、集落が持つ公益的機能が低下しつつある。

一部自治会においては、統廃合を含め組織の見直しが必要となっている。更には、生活価値観の変化や多様化により、人と人とのふれあいや地域が持っていた連帯感が薄れてきているのが実態である。このような現状の中、若者に魅力ある産業の振興導入を行い、意欲を持って働くことができる住環境の整備をすることが急務である。

(2) その対策

各集落の生活環境向上等に向けた施策を引き続き実施するほか、施設等の必要な再編整備の検討を行い効果的、効率的な集落整備を図るとともに、都市計画事業の推進と行政区域の変更等を実施する。

また、低下しつつある集落の公益的機能の維持のために、自治会役員や町の各種委員への女性や若者の登用など地域・集落活動を積極的に支援する。

人口減少、高齢化の進行により、地域の担い手不足が深刻化し、既存の集落単位の取組だけでは地域を維持することが難しくなっており、個々の集落を越えた公民館エリアを基本単位として、住民生活に必要な機能の確保に取り組む持続可能な地域運営の仕組みづくり（「小さな拠点づくり」）を推進する。

地域課題が複雑多様化する中で、住民と行政をつなぐ、新たな視点からの対策を提案できる「中間支援組織」の設立やまちづくり活動を推進する地域リーダーの育成を支援し、未来を担うひとづくりを実施する。

今後、交流人口の増加による地域の活性化に努め、多様な移住・定住希望者の受入れに向け、移住後の暮らしを支える支援体制を整える必要がある。

奥出雲町の暮らしや魅力を体験するプログラムの実施、UIターン促進に向けた各種の移住定住につながる取組みのほか、短期の移住体験や地域居住の促進、定住サイト等による効果的な情報発信を行う。

また、UIターン者同士が意見交換できる交流事業を支援するとともに、町内各団体と連携し、移住後を含めた支援体制の整備を進める。

目標（指標）

重要業績評価指数（KPI）	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
地域活動に参加している町民の割合（町民意識調査）	46.8%	54.0%
地域活動における住民参加意向（町民意識調査）	53.5%	60.0%

（３）事業計画〔令和3年度～7年度〕

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9. 集落の整備	集落整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業		
		ふるさとづくり交付金事業 地域活動交付金	奥出雲町 各地区協議会	
		小さな拠点づくり推進事業	奥出雲町 各地区協議会 ほか	
		都市構造再編事業	奥出雲町	追加 R6.3

（４）公共施設等総合管理計画との整合

奥出雲町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

1 1. 地域文化の振興等



(1) 現況と問題点

1. 文化芸術の振興

社会的・経済的諸条件の変化に伴い、物質的な豊かさから心の豊かさや生きがいを求める志向が高まり、文化芸術活動への取り組みは年々盛んになっている。

本町では、町文化協会を中心として多種多様な文化芸術活動が定期的、継続的に取り組まれ、地域の趣向を凝らした活動が公民館等で行われているが、高齢化に伴い、活動の継続が危ぶまれている団体も増えてきている。

町民の主体的な活動を促進し、幅広い分野の文化芸術鑑賞の機会を設け、世代間交流を図る機会を創出し、文化芸術を担う人材を育成していく必要がある。

また、本町においても外国人住民が増加傾向にあり、多様化する価値観、国際化が進む社会において他国との多文化・異文化交流を図る必要がある。

2. 伝統文化の振興

地域固有の伝統文化、生活文化の振興は、高齢者の積極的な参加を促し、子供達の郷土愛や地域への誇りの創出につながるという意味で積極的に推進することが大切である。

しかしながら少子化や伝承者の高齢化に伴い、古くから地域で行われてきた、郷土芸能や伝統的な行事が、失われつつあり、次世代への継承や担い手の確保が必要である。

結成30年を迎える「仁多乃炎太鼓」や「奥出雲神代神楽」は町内外へ活動の場を広げている。

今後は、より郷土芸能による伝統文化の振興を図るために、後継者の育成やPR活動に力を入れていく必要がある。

さらに、たたら製鉄に由来する文化的景観を含む国や県、町指定の文化財の保存や保護を継続し、整備や多面的な活用の拡充を促進していく。

3. 体育・スポーツの振興

スポーツは、健康の増進や生きがいづくりに役立つだけでなく、町民相互の連帯意識を高め、豊かな人間性を培うものとして、その重要性が増している。

近年、健康への関心や体力づくりへの意識の高まりを背景に、町民のスポーツニーズは増し、多様化してきている。そのため、活動の場の充実や参加機械の拡充をはじめ、一人ひとりが生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツライフを送ることができる条件づくりが一層求められている。

社会体育施設は、年々整備が進められ、その水準は一段と向上した。横田高等学校と三成公園に整備された人工芝ホッケー場は全国に数少ない施設であり、各種大会の開催により地域間交流が盛んに行われ、町の活性化に寄与している。ホッケー競技は、平成16年のオリンピックで初めて地元選手が選出されて以来、5大会連続でオリンピックを輩出し、令和3年開催の東京オリンピックには6名もの地元出身選手が活躍。また、男子社会人ホッケーチーム「セルリオ島根」が日本トップリーグに加盟するなどホッケーの町として知名度が更に高まっている。

今後は、2029年に開催予定の2巡目島根国スポも視野に、交流活動や合宿利用も考慮した施設の拡充が望まれる併せて、三成公園全天候型陸上競技場、人工芝テニス場、またグラウンドゴルフ場などの施設を活用したスポーツ合宿の誘致を推進していく。

更に新たなスポーツ活動の拠点となる施設の整備及び活動の場の拡充を進めるとともに、年齢に応じた魅力あるスポーツの普及や大会の充実、スポーツ団体の育成、指導者の育成・確保に努め、生涯スポーツのまちづくりを推進する必要がある。

近年では、選手養成を目指した競技スポーツはもとより、町スポーツクラブのヨガ教室やフォークダンス教室、また町スポーツ推進委員による軽スポーツの普及活動等レクリエーション的な要素をもつ様々な軽スポーツが普及しつつある。こうした軽スポーツやレクリエーション活動がライフスタイルとして定着するよう、より多くの機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者の育成・確保に努める必要がある。

こうした活動の場となる社会体育施設の耐震化整備と効率的な運用を図るとともに、施設開放を促進する必要がある。

(2) その対策

1. 芸術文化の振興

ゆとりや生活の豊かさの実感が求められ、多様な文化の鑑賞や参加へのニーズが高まり、生涯を通じてライフステージに応じた文化に親しみ、少しでも多くの文化、芸術に触れる機会の提供に努めるとともに、住民が自主的に文化、芸術活動にかかわる機会が得られるよう、町文化協会をはじめとする各種グループ活動を育成、支援していくものとする。

2. 伝統文化の振興

郷土芸能や伝統文化については、地域固有の文化として後世に引き継ぎ、新たな郷土芸能の振興についても地域活性化のため支援を行う。

価値観の多様化や地域社会の連帯意識の希薄化により、地域社会の活力が低下しつつある中、

住民相互の連帯を図り、それぞれの立場を尊重し温かなふれあいのある地域社会を築くことで、後継者の育成を図るとともに、PTA、子ども会、老人会、手をつなぐ女性の会、公民館等が連携しながら保存・伝承活動に努める。

また、伝統工芸についても、「見る」だけでなく実際に「体験する」「参加する」ことのできる工房、工芸施設を利用し、陶芸・金工・木工など町民の芸術・文化活動の推進を図るとともに、和鉄（玉鋼）、そろばん等を素材とする新たな製品の創造により、地域経済につながる取組みを推進する。

本町の持つ魅力的な自然資源、史跡、伝統文化・芸能を生かし、都市住民との交流の場をつくり、都会への情報発信を図っていく。

3. 体育・スポーツの振興

今後、町民の健康、体力づくりへの関心はより高まり、スポーツを生活の中に取り入れて健康を維持促進するものと予想される。健康な社会生活を送るため、各種スポーツの普及や技術の習得を図るため、スポーツ指導員の充実を図るとともに、用具、施設整備に努める。また、ホッケー競技を一層振興し、ホッケーを通じた町づくりを図る。

目標（指標）

重要業績評価指数（K P I）	現状値（令和 2 年度）	目標値（令和 7 年度）
伝統文化・文化財保全活動に参加している町民の割合 （町民意識調査）	16.0%	23.0%

(3) 事業計画〔令和3年度～7年度〕

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10. 地域文化の振興等	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	郷土教育振興事業 地域の独自性、特色を活かした教育振興	奥出雲町	
		文化活動支援事業 文化祭、各団体への助成等	奥出雲町	
		鉄の道文化圏推進事業	奥出雲町	
	スポーツ	ホッケー競技振興事業 ホッケー競技強化振興	奥出雲町	
		スポーツ振興事業 スポーツ大会開催費助成、スポーツ少年団活動助成、体育協会事業費助成等	奥出雲町	
	(4) その他（過疎地域持続的発展支援事業）再掲			
		A I スポーツカメラを活用した地域活性化事業	奥出雲町	追加 R6.3

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

奥出雲町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

12. 再生可能エネルギーの利用促進



(1) 現況と問題点

本町では、再生可能エネルギーの取り組みとして、水力発電事業と木質バイオマスの利活用を進めている。水力発電事業では、三成地区、三沢地区及び阿井地区において、年間約310万kWhを発電しており、再生可能エネルギーの中でも環境負荷が少ないとされる水力発電事業に積極的に取り組んでいる。

また、町内に豊富に賦存する木質バイオマスの利活用については、間伐による林地残材などの未利用資源を活用するため町民参加型の木材搬出の仕組みを整備し、それら未利用資源の活用先として町内2カ所の温浴施設にチップボイラーの導入を行った。今後はボイラーの安定稼働を図るためチップ品質の改善を行う必要がある。

再生可能エネルギーの利活用により、二酸化炭素の排出削減を図ることはもとより、新たな産業創出とエネルギーの地産地消を推進するため、今後も積極的な利活用を進めていく必要がある。

(2) その対策

本町に賦存する再生可能エネルギーを最大限活用し、新たな産業の創出とエネルギーの地産地消によるエネルギー自給率の向上を図る。

特に豊富に賦存する木質バイオマスの利活用を進めるため、公共施設をはじめとした大規模熱需要施設へチップボイラー等の導入を促進し、併せてチップの品質改善を行い安定した熱供給を実現することで更なる化石燃料使用量の削減を行う。加えて、木質バイオマスの新たな活用方法として、ガス化発電やペレット加工等について検討を進める。

また、搬出作業道、搬出機械、中間土場、加工処理施設等の整備と作業従事者の確保を行い、基幹的な搬出体制を整備するとともに、既に取り組んでいる町民参加型の木材収集を一層進めるための支援を行い、木質バイオマス利活用の体制整備を図る。

水力発電事業については、既設発電所の安定的な運営を行い、引き続き再生可能エネルギーの利活用を図る。加えて、既設設備や低落差を活用したマイクロ小水力の導入や新たな開発適地の調査等を検討し、水力発電事業の更なる推進に取り組む。

また、その他の再生可能エネルギーの利活用については、その可能性について検証を引き続

き行うとともに、一般家庭等においても比較的利用がしやすい太陽光発電や太陽熱、木質バイオマスを活用した薪ストーブ等の熱機器等については、導入を促進するための支援等施策を引き続き実施し、再生可能エネルギーの最大限の導入を図る。

目標（指標）

重要業績評価指数（KPI）	現状値（令和2年度）	目標値（令和7年度）
電力の地産地消率	62.0%	63.0%

（3）事業計画〔令和3年度～7年度〕

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11. 再生可能 エネルギー の利用の促 進	(1) 再生可能エネルギー利用施設			
		自然エネルギー利活用事業 公共施設ボイラー設置	奥出雲町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネ ルギー利用	新エネルギー設備導入促進事業	奥出雲町	

（4）公共施設等総合管理計画との整合

奥出雲町公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。今後も保持する施設については、費用や利用状況を考慮しつつ、長寿命化と省エネ化を図ることにより、長期的視点でコスト削減を行うとともに、エネルギー使用量削減によるCO2排出量の削減を図る。

1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

現在、国、地方を問わず行財政改革が緊急の課題となっており、行政のスリム化や構造改革が進められている。また、国税地方税を通じた税制の見直しや、地方交付税制度の改正、公務員制度の抜本的な見直しが検討されるなど、地方自治を取り巻く従来の構造が大きく変化している。

国と地方自治体は対等の立場で互いに協力して行政を執行する時代となり、地方自治体はこれまで以上に自らの判断と責任が問われることとなった。

この自己決定、自己責任によるまちづくりのキーワードとなるのが行政と住民のパートナーシップ「協働」である。地域住民が、これまでの行政や議会に一任してきた自治ではなく、様々な計画づくりや事業の執行過程において参加することが重要であり、行政と住民が共通理解のもとに協力して行政を進める必要がある。

町民との協働のしくみを今後の行政運営に取り入れ、活力のある自立したまちづくりを推進するため、具体的な取り組みの検討を進めるとともに、町民の自主的活動への支援を強化することにより行政と町民との協働システムの構築を図る。

(2) その対策

1. コミュニティ

町民が生きる喜びを持って住むことができる地域を形成していくためには、社会経済基盤の充実を図ることはもちろんのこと、活力ある地域社会の形成が必要である。活力ある地域社会（コミュニティ）は、まちづくりの原点である。しかし、近年は就業形態の多様化、ライフスタイルの変化などにより、地域社会の連帯意識が薄れてきている傾向にあり、地域活動に様々な影響を与えている。活力ある地域社会を形成するためには、構成員の意識改革によるところが大きい。地域活動の母体をなす自治会組織等の充実強化を図るため、側面的な支援も必要である。

各地域には、既に自治会の組織化がなされており、地域特性を生かし創意工夫を凝らしながら種々の自主的活動を展開している。しかし、自治会によっては自治公民館の管理運営的内容にとどまっているところもあり、組織の充実に合わせリーダーの育成が課題となっている。

また、自治公民館等の活動拠点は、ほぼ自治会単位に設置されているが、構成員の高齢化、少子化などの影響により、従来どおりの活動が難しくなっており、公民館単位（9地区）での連携による世代や自治会を越えた助け合いの活動を行う必要がある。

このため、コミュニティ活動を担う人材を育てる必要があり、今後においても町民の連帯意識や自主活動が育ちやすいような側面的支援を積極的に展開し、公民館単位（9地区）で若者や女性を登用した自治組織「小さな拠点」を住民が運営するための支援をする必要がある。

国際交流については、国際交流協会を中心に増加する在住外国人の生活サポートや国際理解の向上、そろばんを活用した国際協力活動を進める。

2. 開かれた町政

町民参加を推進するため、意見交換の場を設けるなど、町民の意見を町政に反映できる仕組みづくりを進め、広聴機会の充実に努める。また、行政施策の実施及び評価の過程での町民参加の機会確保のため、的確で分かりやすい情報提供を行う。加えて、まちづくりを担う集落支援員などの人員配置、NPO（民間非営利組織）活動やボランティア活動等を促進する。

3. 男女共同参画社会の推進

国においては、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定、平成30年には「政治分野における男女共同参画推進法」が制定されるなど、諸外国から大きく遅

れを取っている経済や政治の分野での女性の活躍を支援する取り組みや環境の整備が図られつつある。

少子高齢化や人口減少が進む本町においても、魅力ある地域づくりを進めていくためには、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、多様な人材の活用や新たな発想を取り入れていくことが必要である。

このため、令和3年度には「第3次奥出雲町男女共同参画計画」を策定することとしており、女性が社会に参画しやすい体制づくりや男女の意見が平等に尊重される仕組みづくりに重点を置き、政策・方針決定の場への女性の参画や女性の人材育成を積極的に推進する取り組みを進める。

(3) 事業計画〔令和3年度～7年度〕

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12. その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項	(1) その他	地籍調査事業	奥出雲町	
		横田庁舎改修事業 空調設備等	奥出雲町	
		(2) 過疎地域持続的発展特別事業		
	その他	ふるさとカレンダー作成事業	奥出雲町	
		住民提案型地域づくり事業	奥出雲町	

14. 事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住、地域間交流の推進、人材の育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	定住推進事業 空き家バンク利用促進、短期就業体験、定住対策情報発信事業等	奥出雲町	
	地域間交流	ふれあい交流推進事業 町出身者会交流事業等	奥出雲町	
	その他	尾原ダム地域づくり推進事業	奥出雲町 協議会ほか	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	開発農地振興事業 そば振興、開発農地振興等	奥出雲町	
		特産振興事業 有機エゴマ栽培拡大支援等	奥出雲町	
		仁多米振興事業 仁多米振興支援、仁多米給食推進等	奥出雲町	
		畜産振興事業 肉用牛優良繁殖基礎牛保留対策、酪農支援等	奥出雲町	
		森林保全活動事業 森林保全巡視活動等	奥出雲町	
	商工業・6次産業化	特用林産振興事業 特用林産物販売促進支援、関連技術開発等	奥出雲町 第3セクター ほか	
		商工観光振興事業 観光振興活動、イベント開催補助等	奥出雲町 商工会 観光協会ほか	
		商工業活性化事業 小規模事業者継続支援、産業創出事業等	奥出雲町 商工会ほか	
	観光	斐伊川サミット振興事業	奥出雲町ほか	
	その他	産業人材確保支援事業 医療介護職等の雇用促進、産業人材育成のための資格取得費助成等	奥出雲町	
		農業遺産活用事業 協議会活動助成等	奥出雲町 協議会ほか	
		農家民宿等支援事業	奥出雲町	

4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	J R木次線利活用推進事業 協議会負担金、活性化イベント助成等	奥出雲町 協議会ほか	
5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	防災・防犯	消防力向上事業 消防団被服等装備品の整備、消防大会開催経費助成等	奥出雲町	
		過疎地域防災力向上事業 防災士・自主防災組織の育成・活動支援、災害対策・避難所用備蓄品整備等	奥出雲町	
		土砂災害被災者支援事業	奥出雲町	
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	医療費等助成事業 児童生徒・乳幼児医療費の助成、不妊治療費助成等	奥出雲町	
	高齢者・障害者福祉	ICT 利活用促進事業 テレビ電話システムを活用した高齢者サポート	奥出雲町	
		生活サポート事業 高齢者交通費助成、障がい者生活支援等	奥出雲町	
	その他	子育て支援事業 出産祝金支給、放課後児童援助費、子育て情報発信、子育て支援環境整備、予防接種費用助成等	奥出雲町	
		縁結び活動支援事業	奥出雲町	
7. 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	医療支援事業 救急医療対策、地域医療確保対策等	奥出雲町 医師会	
8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	学習用情報端末活用事業 学習用情報端末の運用、活用支援等	奥出雲町	
	その他	専修学校等支援事業 専修学校学生等への通学費助成、奨学制度等	奥出雲町	
		過疎地域教育振興事業 小中学校教育振興、全国大会等出場報償等	奥出雲町	
9. 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	ふるさとづくり交付金事業 地域活動交付金	奥出雲町 各地区協議会	
		小さな拠点づくり推進事業	奥出雲町 各地区協議会 ほか	

10. 地域文化の振興等	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	郷土教育振興事業 地域の独自性、特色を活かした教育振興	奥出雲町	
		文化活動支援事業 文化祭、各団体への助成等	奥出雲町	
		鉄の道文化圏推進事業	奥出雲町	
	スポーツ	ホッケー競技振興事業 ホッケー競技強化振興	奥出雲町	
		スポーツ振興事業 スポーツ大会開催費助成、スポーツ少年団活動助成、体育協会事業費助成等	奥出雲町	
11. 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	新エネルギー設備導入促進事業	奥出雲町	
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	ふるさとカレンダー作成事業	奥出雲町	
		住民提案型地域づくり事業	奥出雲町	

※上記、過疎地域持続的発展特別事業分の各事業については、一過性のものではなく、その効果が将来的に及ぶものである。